写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 23 年 10 月

千 葉 県 人 事 委 員 会

人委給第191号
平成23年10月27日

千葉県議会議長　　伊藤和男　様
千葉県知事　　鈴木栄治　様

千葉県人事委員会
委員長　　清水　新次

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第８条及び第26条の規定により，職員の給与について別紙第１のとおり報告し，併せてその改定について別紙第２のとおり勧告するとともに，公務運営について，別紙第３のとおり報告します。

（　目　次　）

別紙第１　職員の給与に関する報告

１　給与勧告の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３　民間給与の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

４　職員の給与と民間給与との比較・・・・・・・・・・・・・・・・　5

(1) 民間給与との較差

(2) 扶養（家族）手当

(3) 住居（住宅）手当

(4) 特別給

５　物価及び生計費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

(1) 物価指数

(2) 標準生計費

６　人事院の報告及び勧告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

７　結　び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

(1) 改定についての考え方

(2) 本年の給与改定

(3) 改定の実施時期等

(4) 経過措置額の廃止

(5) 教員給与の見直し

(6) 今後の給与制度の在り方

(7) 給与改定実施の要請

別紙第２　勧　告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

別紙第３　公務運営に関する報告

１　能力・実績に基づく人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

２　勤務環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

(1) 総実勤務時間の短縮

(2) 職員の健康管理

(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進

３　高齢期の雇用問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

４　公務員の労働基本権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

別紙第１

職 員 の 給 与 に 関 す る 報 告

本委員会は，職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を，昨年の報告以降調査検討してきたが，その概要は次のとおりである。

１　給与勧告の基本的考え方

職員の給与は，地方公務員法に基づき，生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに，社会一般の情勢に適応するように，随時，適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では，毎年，職員の給与を統計的に調査する一方，本県の民間給与の実態について実地調査を行い，両者の較差を算出するとともに，人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し，併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は，職員の労働基本権制約の代償措置として，職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり，職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に，社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきている。この理由として，職員も勤労者であり，その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で，県は民間企業と異なり，市場原理による給与決定が困難であること，また，職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから，労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり，職員をはじめ広く県民の理解と納得を得ら

れる方法であると考えられるからである。

２　職員の給与

本年４月現在で調査・集計した「平成23年人事統計に関する報告」によると，在職者は57,787人であり，それぞれの職務の種類に応じて，行政職，公安職，教育職，研究職，医療職，海事職，福祉職，特定任期付職員及び任期付研究員の９種14給料表が適用されている。

このうち，民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,323人であって，その平均年齢は43.2歳であり，男女別構成は男62.7％，女37.3％，学歴別構成は大学卒48.9％，短大卒12.4％，高校卒38.6％，中学卒0.1％である。これらの職員の給与月額の平均は，本年４月現在において400,952円となっている。

また，教員，警察官，医師等を含めた職員全体の給与月額の平均は414,897円となる。

（報告資料第１表～第３表）

３　民間給与の調査

本委員会は，職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため，千葉市人事委員会及び人事院等と共同して，企業規模50人以上で，かつ，事業所規模50人以上である民間事業所のうちから，層化無作為抽出法によって抽出した324の事業所について「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し，公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について，役職段階，学歴，年齢等及び本年４月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額の詳細な調査を行った。

また，各民間企業における給与改定の状況，家族手当，住宅手当及び賞与等の特別給の支給状況，雇用調整の実施状況等についても，引き続き調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は，調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て，本年も88.9％と極めて高く，調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

４　職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき，本県の職員においては行政職，民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について，責任の度合，学歴，年齢が同等であると認められる者同士の４月分の給与額をそれぞれ対比させ，精密に比較（ラスパイレス方式）したところ，職員の給与が民間給与を１人当たり平均で1,094円（0.27％）上回っている。

（報告資料第24表）

(2) 扶養（家族）手当

民間における家族手当の支給状況についてみると，その支給額は，配偶者と子２人の場合では25,312円であり，職員の扶養手当の現行支給額を下回っている。

（報告資料第13表）

(3) 住居（住宅）手当

民間における住宅手当の支給状況を借家・借間居住者に対する手当についてみると，その支給額は職員の住居手当の現行支給額とおおむね均衡している。

（報告資料第14表）

(4) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間において，民間事業所で支払われた賞与等の特別給は，所定内給与月額の3.97月分に相当しており，職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数とおおむね均衡している。

（報告資料第15表）

５　物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年４月の消費者物価指数は，昨年４月に比べ全国で0.4％下落しており，千葉市では0.6％の下落となっている。

（報告資料第26表）

(2) 標準生計費

本委員会が，総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は，本年４月において２人世帯で153,070円，３人世帯で183,330円，４人世帯で213,590円となった。

（報告資料第25表）

６　人事院の報告及び勧告の概要

人事院は本年９月30日，国会と内閣に対し，国家公務員の月例給与が民間給与を899円（0.23％）上回っている実情に照らし，一般職の職員の給与等について次のとおり報告及び勧告を行った。

(1) 本年の給与の改定

ア　改定の基本方針

(ｱ) 月例給

本年においては，国家公務員給与が民間給与を上回ることとなったため，これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

月例給における官民の給与水準は全体では均衡させているところであるが，年齢別にみると，50歳台では公務が民間を上回っており，特に50歳台後半層では依然として官民の給与差が大きい。これを踏まえ，月例給については，50歳台を中心に，40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行うこととした。

なお，月例給について，岩手県，宮城県及び福島県の東北３県の民間給与の調査ができなかったことが全国単位での官民比較の結果に与える影響は限定的である。

(ｲ) 特別給

本年の東北３県を除いた調査結果によると，民間事業所の特別給の支給割合は3.987月であるが，過去３年間の支給割合について東北３県を除いて集計すると0.004月～0.007月分の上振れが生じていることに加え，東北３県の今夏の特別給をめぐる状況は厳しいとみられることから，特別給の改定を見

送ることとした。

イ　俸給表

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について，平均0.2%の引下げ改定を行うこととする。改定に当たっては，民間の給与水準を上回っている50歳台の職員が在職する号俸に重点を置いて最大0.5%引き下げることとし，引下げは40歳台前半層が在職する号俸を目途として収れんさせる。また，俸給月額について，上記の改定が行われることを踏まえ，一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定による俸給(経過措置額)についても，引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は，平成18年３月31日において受けていた俸給月額に，その者に係る一昨年及び昨年の経過措置額の引下げ率並びに本年の行政職俸給表(一)の最大の号俸別改定率（△0.49%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

なお，再任用職員の俸給月額についても，再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても，行政職俸給表(一)との均衡を考慮して，俸給月額及び経過措置額の引下げ改定を行うものとする。ただし，医療職俸給表(一)については，国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から，引下げ改定は行わないこととする。

また，任期付研究員俸給表(若手育成型)についても，若手研究者を対象とした俸給表であることから，引下げ改定は行わないこととする。

ウ　改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は，国家公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため，この改定を実施するための法律の規定は，公務と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で，遡及することなく施行日からの適用とする。なお，減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため，この改定は，公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは，その日）から施行する。

公務と民間の給与は４月時点で比較し均衡を図ることとしており，遡及改定を行わない場合であっても，４月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し，年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については，施行後速やかに行われる必要があるが，月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば，特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで，本年12月期の期末手当の額において，本年４月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。この場合において，本年の調整は，昨年と同様の考え方に基づき，引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして行うことが適当である。

具体的な調整方法としては，引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員について，本年４月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（△0.37％）を乗じて得た額に，本年４月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と，本年６月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

また，行政職俸給表(一)以外の俸給表についても，引下げ改定が行われない医療職俸給表(一)及び任期付研究員俸給表(若手育成型)を除き，行政職俸給表(一)と同様の調整を行う。

(2) 給与制度の改正等

ア　給与構造改革等

国家公務員給与についての国民の関心は高く，その在り方が厳しく問われている。給与勧告は，労働基本権制約の代償措置としての意義を有するものであるが，社会経済情勢の変化に対応し，給与水準や給与配分を適切に設定することが人事院に課せられた責務である。

人事院は，国家公務員給与に民間給与の実態をより広く反映させるよう，

平成18年に比較対象企業規模を100人以上から50人以上に拡大する等の見直しを行ったほか，平成18年度から実施した給与構造改革において，地域の民間賃金をより適切に反映するための地域間給与配分の見直し，年功的な給与上昇の抑制，職務・職責に応じた俸給構造への転換，勤務実績の給与への反映の推進などの実現のため，俸給制度，諸手当制度全般にわたる改革を進めてきた。

イ　給与構造改革における経過措置額の廃止等

平成18年度から実施した給与構造改革においては，俸給表水準の平均約4.8％（最大約７％）の引下げを行う一方，俸給の基本給としての性格を考慮し，個々の職員が受ける新たな俸給月額が昇給，昇格及び俸給表改定等により平成18年３月31日に受けていた俸給月額に達するまでの間は，経過措置を設けて段階的に実施することとした。

経過措置の対象者数や経過措置額については，昇給，昇格等により大幅に減少してきているが，本年４月１日現在において，50歳台後半層の職員を中心に在職者の２割弱（行政職俸給表（一））が経過措置額を受給している状況にある。一方，高齢層における官民の給与差をみると，依然として公務が民間を相当程度上回っており，平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え，この際，早急に経過措置額を廃止し，高齢層の職員の給与水準の是正を図る必要がある。

具体的には，平成24年度については，経過措置額として支給されている俸給の２分の１を減額して支給し，平成25年４月１日に経過措置額を廃止することとする。ただし，平成24年度については，激変を緩和する観点から，減額する額に上限（10,000円）を設けることとする。

ウ　50歳台の官民の給与差への対応

給与構造改革における経過措置額については，来年４月から段階的に廃止することとした。しかし，この措置によっても，50歳台における官民の給与差はなお相当程度残ることが想定される。この背景には，公務においては，地方機関の管理職等の登用が55歳以後に行われる場合が多いという各府省の

人事慣行がある。その昇格による俸給額の増加や俸給の特別調整額（管理職手当）がこの年齢層の給与上昇に大きく寄与している。また，昇給制度の上でも，勤務成績が良好であれば55歳に達するまで４号俸昇給し，55歳を超えた後も２号俸昇給することとなっている。今後の定年の段階的な引上げも見据え，来年度以降，高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格，昇給制度の見直しの検討を進めることとしたい。

エ　産業構造，組織形態の変化等への対応

官民給与の比較については，平成18年に比較対象企業規模の見直し等を行った。残余の課題としては，近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくことが挙げられる。具体的には，「職種別民間給与実態調査」の対象となる産業の拡大，職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い，来年以降，必要な対応を行うこととしたい。

７　結　び

以上報告した民間給与，物価，生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果，職員の給与について本委員会の見解を述べれば，次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は，地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ，職員の給与を社会一般の情勢に適応するようこれを変更することを基本とし，民間給与との均衡を図ってきたところである。最近の本県職員の給与は，民間給与が厳しい状況にあったことを反映して，平成11年に年間給与が減少に転じて以降，平成19年を除き，月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年，平成17年，平成21年及び平成22年）又は据置き（平成16年，平成18年及び平成20年）が続いている。

次に，本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると，８割を超える民間事業所において定期的に行われている昇給を実施している一方で，一般の従業員

（係員）について，ベースアップを実施した事業所の割合は12.8％（昨年13.1％）となっており，昨年と比べてわずかに減少し，他方，ベースダウンを実施した事業所の割合も0.4％（同1.2％）とわずかに減少している。また，本年１月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は29.0％となっており，昨年（40.3％）と比べると減少しているものの，依然として高い水準となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると，採用の停止・抑制（17.7％），残業の規制（12.1％），賃金カット（5.1％）となっている。

このような状況において，前記のとおり，本年４月時点における職員の給与と民間給与との較差は，△1,094円（△0.27％）となり，職員の給与が民間給与を上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえて，本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果，本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し，これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適当と判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると，本委員会としては，(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考える。

(2) 本年の給与改定

(1)の改定についての考え方に基づき，以下の内容のとおり月例給を改定した場合の行政職給料表適用者の改定額（率）は，次のとおりとなる。

改定（月例給）の内訳

項　目	改定額(率)
給料の月額	△1,024円　(△0.25％)
はね返り分	△　74円　(△0.02％)
計	△1,098円　(△0.27％)

（注）「はね返り分」とは，地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分をいう。

ア　給料表

行政職給料表については，人事院勧告の内容に準じて，給料月額の引下げ改定を行う必要があり，高齢層の職員が在職する号給に重点を置いて引き下げるものとする。

なお，再任用職員の給料月額についても，再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また，行政職給料表以外の給料表についても，行政職給料表との均衡を考慮して，給料月額の引下げ改定を行う。ただし，医療職給料表(一)については医師等の処遇を確保する観点から，第２号任期付研究員の給料表については若手研究者を対象とした給料表であることから，引下げ改定を行わないこととする。

イ　経過措置額

給料月額について，アの改定が行われることを踏まえ，職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第１号）附則第８項から第11項までの規定による給料（経過措置額）についても，医療職給料表（一）適用職員及び第２号任期付研究員を除き，引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は，平成18年3月31日において受けていた給料月額に，その者に係る一昨年及び昨年の経過措置額の引下げ率並びにアの改定による較差解消分を除いた残りの較差を勘案して算出した率（△0.40％）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

(3) 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は，職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため，この改定を実施するための条例の規定は，遡及することなく施行日からの適用とする。なお，減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため，この改定は，公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは，その日）から実施する。

また，公務と民間の給与は４月時点で比較し均衡を図ることとしており，４月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し，年間給与で公務と民間の均衡を図る観点から，人事院勧告の内容に準じて所要の調整を行うこととする。

(4) 経過措置額の廃止

平成18年度から実施した給与構造改革においては，国に準じた給料表水準の引下げを行う一方，個々の職員が受ける新たな給料月額については，平成18年

３月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は，国と同様に，経過措置を設けて段階的に実施してきた。

経過措置の対象者数や経過措置額については，昇給，昇格等により大幅に減少してきているが，本年４月１日現在において，高齢層職員を中心に在職者の約25％（行政職給料表）が経過措置額を受給している状況にある。

本年の人事院勧告では，平成25年度からの定年延長を見据え，早急に経過措置額を廃止し，高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があることから，平成24年度から経過措置を設けて段階的に廃止することとしており，本県においても，人事院勧告の内容を基本として段階的に廃止する必要がある。

(5) 教員給与の見直し

昨年，教育委員会から，高等学校等の教員と小・中学校の教員の給料表を区分していることについて，校種間における教員の職務内容の同質化等によりその必要性が薄れており，一方で，人事交流を妨げる要因のひとつであると考えられることなどから，共通給料表の導入を含む現行の教育職給料表の見直しに関する調査研究の要請が本委員会になされ，調査研究を進めてきたところである。

高等学校等の教員と小・中学校の教員の両者の給料表については，給料表が区分されてきた経緯等を検証したところ，両者の免許制度や在職者の学歴の違いなどから，給料表に水準差が設けられたが，その後，いわゆる人材確保法による教員給与改善の際に，両者ともに新規採用者を中心に大学卒が教員の主体となりつつあることから，初任給から一定の号給までについては同額とされたものの，それ以降の号給の水準差は依然として残されている。

現在においては，両者の免許制度が改正され，いずれの在職者の学歴も大学卒が主体となるなど，給料表に水準差が設けられた当時の状況に変化がみられることから，教育委員会が要請の理由とする，両者の職務内容の同質化や円滑な人事交流を図る必要性について考慮すれば，共通の給料表を導入することには合理性があるものと考える。

これまで，在職者の学歴差などを背景として，高等学校等の教員の給料表が小・中学校の教員の給料表よりも高い水準に設定されてきたところであるが，教

育委員会は，両者の職務内容の同質化などにより，高等学校等の教員の給料表を高く設定しておく合理的な理由が認められないとしていること，免許制度が改正され，中高共通枠の採用選考が実施されるなど，求められる学歴に差がなくなっていることなども総合的に勘案すると，当委員会としては，メリハリある教員給与体系を実現するためにも，共通の給料表は，現行の教育職給料表（二）を基本とすることが適当であるものと考える。

なお，共通の給料表の導入に当たっては，若年層の教員の職務状況を踏まえた改善及び実習助手等の在職状況に応じた配慮を行うとともに，職務の実態に応じた手当上の措置の見直しなど，職務・職責に応じた適切な処遇について引き続き検討する必要がある。

共通の給料表は，平成24年４月１日から施行することとし，切替えにあたっては，切替えに伴う調整措置として，切替前に職務の級に異動があった職員等の号給について逆転防止のために必要な調整を行い，また，新たな給料月額が切替前に受けていた給料月額に達しない職員に対しては，経過措置として，その達するまでの間は新たな給料月額に加え，新旧給料月額の差額を支給することとする。

(6) 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については，国及び民間の動向に留意しつつ，中・長期的な視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては，本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると，昇給制度のある事業所のうち，７割を超える事業所において査定昇給制度が存在しており，能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。

今後も，国における新たな人事評価制度の施行に伴う評価結果の給与への活用状況などを踏まえ，勤務実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに，引き続き取り組んでいく必要がある。

また，知事部局等においては,職員の大量退職に伴い，職員の年齢構成が平準化している中，限られた職員で効率的かつ機能的に組織を運営していくため，より簡素な組織体制への移行を進めるとともに，職制についても見直しが進められているところである。

職制の見直しを行うに当たっては，職員の職務上の役割や責任体制の明確化に引き続き取り組むとともに，より職務・職責に応じた簡素でわかりやすい給与制度を確立していく必要がある。

なお，本年の人事院勧告では，今後の取組として，高齢層における官民の給与差を縮小する方向での昇格，昇給制度の見直しや「職種別民間給与実態調査」の対象となる産業の拡大，職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を進めることとしており，本県においても，国における今後の検討状況等を注視し，適切に対応する必要がある。

(7) 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は，労働基本権制約の代償措置として，職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり，長年の経緯を経て，県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し，行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては，人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され，別紙第２の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別紙第２

勧　　告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

１　給料表等について

(1) 現行の給料表（医療職給料表(一)及び第２号任期付研究員の給料表を除く。）を別記第１のとおり改定すること。

(2) 平成18年３月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で，その者の受ける給料月額が，同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年千葉県条例第88号。以下２の(3)において，「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあっては，当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（(3)に掲げる職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には，給料月額のほか，その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第32項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第３条又は第４条により採用された職員を除く。）のうち，その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては，55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日。以下，「特定職員該当日」という。）以後，当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

ア　現行の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第１号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第８項第１号に掲げる職員（以下２の(3)において，「平成21年減額改定対象職員」という。）　100分の

99.19

イ　アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第２号任期付研究員を除く。）　100分の99.43

(3) 平成18年３月31日から引き続き教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員（同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち，平成18年４月１日以後に職務の級がこれらの給料表の３級又は４級である職員となった職員で，その者の受ける給料月額が平成18年３月31日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に100分の99.19を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には，給料月額のほか，その差額に相当する額（特定職員にあっては，特定職員該当日以後，当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

２　高等学校等及び小・中学校の教員の共通給料表について

(1) １の(1)による改定後の給料表のうち，教育職給料表（一）を廃止し，教育職給料表（二）を別記第２のとおり改定し，教育職給料表（三）を教育職給料表（一）とすること。なお，教育職給料表（二）の職務の級が１級，２級及び３級である職員については，教職調整額の支給対象とすること。

上記による改正前の教育職給料表（一）（以下「旧教育職給料表（一）」という。）及び教育職給料表（二）（以下「旧教育職給料表（二）」という。）の適用を受けていた者に係る別記第２への切替えは，別記第３の切替要領によること。

(2) 別記第２に掲げる給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日に旧教育職給料表（一）の適用を受けていた職員のうち，切替日以後，引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員で，その者の給料月額が，切替日前日に受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には，当分の間，給料月額のほか，その差額に相当する額を給料として支給すること。切替日以後に新たに教育職給料表（二）の適用を受けることとなった職員のうち，任用の事情等を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員と

の権衡上必要があると認められる職員についても，これに準じて給料を支給すること。なお，差額に相当する額は，職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号）の規定の適用については，各条例に規定する給料に含まれるものとすること。

(3) 平成18年３月31日から切替日前日まで引き続き旧教育職給料表（一）の適用を受け，かつ，切替日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち，その者の給料月額（(2) に掲げる職員にあっては，切替日前日に受けていた給料月額）が平成18年３月31日において受けていた給料月額（平成21年改正条例の施行の日において次に掲げる職員である者にあっては，当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（(4) に規定する職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）には，給料月額のほか，その差額に相当する額（特定職員にあっては，特定職員該当日以後，当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

ア　平成21年減額改定対象職員　100分の99.19

イ　アに掲げる職員以外の職員　100分の99.43

(4) 平成18年３月31日から切替日の前日まで引き続き旧教育職給料表（一）の適用を受け，かつ，切替日から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員（平成18年３月31日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち，平成18年４月１日以後に職務の級が旧教育職給料表（一）の３級又は４級である職員若しくは教育職給料表（二）の４級又は５級である職員となった職員で，その者の受ける給料月額（(2) に掲げる職員にあっては切替日前日に受けていた給料月額）が平成18年３月31日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に100分の99.19を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には，給料月額のほか，その差額に相当する額（特定職員にあっては，特定職員該当日以後，当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

３　給与構造改革に伴う経過措置額の廃止について

平成18年改正条例附則第８項及び第９項の規定並びに２の（3）及び（4）による給料については，廃止すること。

４　改定の実施時期等

（1）改定の実施時期

この改定は，この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは，その日）から実施すること。ただし，２については，平成24年４月１日から実施し，３については，平成24年４月１日以後，速やかに実施すること。

（2）平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア　平成23年12月に支給する期末手当の額は，職員の給与に関する条例第20条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から，(ｱ)及び(ｲ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しないこととすること。

(ｱ) 平成23年４月１日（同月２日から同年12月１日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄，職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成18年改正条例附則第８項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。），医療職給料表(一)の適用を受ける職員，第２号任期付研究員若しくは第１号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が１号給から３号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては，その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは，当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，単身赴

任手当の基礎額，へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に，同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から当該実施の日の前日までの期間において，在職しなかった期間，給料を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号　給
行政職給料表	１　級	１号給から93号給まで
	２　級	１号給から76号給まで
	３　級	１号給から60号給まで
	４　級	１号給から44号給まで
	５　級	１号給から36号給まで
	６　級	１号給から28号給まで
	７　級	１号給から16号給まで
	８　級	１号給から４号給まで
公安職給料表	１　級	１号給から104号給まで
	２　級	１号給から96号給まで
	３　級	１号給から84号給まで
	４　級	１号給から68号給まで
	５　級	１号給から44号給まで
	６　級	１号給から36号給まで
	７　級	１号給から28号給まで
	８　級	１号給から16号給まで
	９　級	１号給から４号給まで
教育職給料表（一）	１　級	１号給から104号給まで
	２　級	１号給から84号給まで
	３　級	１号給から36号給まで
教育職給料表（二）	１　級	１号給から104号給まで
	２　級	１号給から96号給まで
	特２　級	１号給から60号給まで

	3 級	1号給から52号給まで
教育職給料表(三)	1 級	1号給から84号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から36号給まで
	5 級	1号給から16号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から８号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から92号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から20号給まで
	7 級	1号給から４号給まで
海事職給料表	1 級	1号給から69号給まで
	2 級	1号給から69号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から52号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
福祉職給料表	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで

	４ 級	１号給から48号給まで
	５ 級	１号給から28号給まで
	６ 級	１号給から16号給まで

(ｲ) 平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。) に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

イ　平成23年４月１日から同年12月１日までの間において特別職に属する地方公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては,アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか，この改定に伴い，所要の措置を講ずること。

別記第1

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
再任用職員及び任期付職員以外の職員	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		

	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600			
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400			
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200			
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000				
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800				
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600				
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200				
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000				
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800				
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600				
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200				
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000				
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800				
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600				
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200				
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000				
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800				
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600				
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200				
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200					
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900					
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600					
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900					
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500					
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200					
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900					
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400					
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100					
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800					
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500					
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000					
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700					
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400					
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100					
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600					
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100						
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800						
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500						
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000						
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700						
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400						
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100						
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600						
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300						
	87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000						
	88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700						
	89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200						
	90	242,400	296,200	345,100	386,400							

	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800	388,900						
	95		297,900	347,300	389,500						
	96		298,300	347,800	390,100						
	97		298,500	347,900	390,800						
	98		298,900	348,400							
	99		299,300	348,900							
	100		299,700	349,400							
	101		299,900	349,700							
	102		300,300	350,100							
	103		300,700	350,500							
	104		301,100	350,900							
	105		301,300	351,400							
	106		301,600	351,800							
	107		302,000	352,200							
	108		302,400	352,600							
	109		302,600	353,100							
	110		303,000	353,500							
	111		303,400	353,900							
	112		303,700	354,200							
	113		303,800	354,700							
	114		304,200	355,100							
	115		304,600	355,500							
	116		305,000	355,800							
	117		305,200	356,300							
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,800								
	123		307,100								
	124		307,400								
	125		307,800								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500
任期付職員		144,500	185,800	219,200	255,100	274,200	295,300	328,300	365,100	410,900	529,500

備考　この表は，他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし，附則第四項に規定する職員を除く。

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000

	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500			
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100			
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700			
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200			
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800			
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400			
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000			
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600			
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200			
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800			
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400			
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000			
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900				

	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500					
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100					
	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700					
	94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300					
	95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900					
	96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500					
	97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100					
	98	307,700	332,300	359,600	390,900						
	99	308,900	333,600	360,700	391,500						
	100	310,100	334,900	361,900	392,100						
	101	311,300	336,300	363,100	392,500						
	102	312,400	337,400	364,200	393,100						
	103	313,500	338,600	365,400	393,700						
	104	314,600	339,800	366,600	394,300						
	105	315,400	340,900	367,800	394,600						
	106	316,000	342,000	368,400	395,100						
	107	316,600	343,100	369,000	395,600						
	108	317,300	344,200	369,600	396,100						
	109	317,800	345,400	370,300	396,400						
	110	318,400	346,400	370,900	396,900						
	111	319,000	347,400	371,500	397,400						
	112	319,600	348,400	372,100	397,900						
	113	320,400	349,300	372,600	398,200						
	114	321,100	350,300	373,200	398,700						
	115	321,800	351,300	373,800	399,200						
	116	322,600	352,300	374,400	399,700						
	117	323,200	353,400	374,800	400,100						
	118	324,000	354,000	375,400	400,600						
	119	324,800	354,600	376,000	401,100						
	120	325,600	355,200	376,600	401,600						
	121	326,200	355,700	376,700	402,000						
	122	326,700	356,200	377,300	402,500						
	123	327,200	356,700	377,900	403,000						
	124	327,700	357,200	378,500	403,500						
	125	328,000	357,700	379,000	403,900						
	126		358,200	379,500							
	127		358,700	380,000							
	128		359,200	380,500							
	129		359,600	380,800							
	130		360,100	381,300							
	131		360,500	381,800							
	132		361,000	382,300							
	133		361,200	382,600							
	134		361,700	383,100							
	135		362,200	383,500							
	136		362,700	384,000							
	137		363,000	384,300							
	138		363,400	384,800							

	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考　この表は，警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	148,800	192,800	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	406,400	485,400
	40	221,700	283,600	407,900	486,400
	41	223,600	286,100	409,600	487,500
	42	225,400	288,700	411,000	488,500

43	227,200	291,200	412,400	489,500
44	229,000	293,700	414,000	490,500
45	230,900	296,000	415,700	491,600
46	232,600	298,700	417,000	492,600
47	234,300	301,400	418,600	493,600
48	236,000	304,100	420,200	494,600
49	237,600	306,600	421,900	495,700
50	239,300	309,100	423,300	
51	241,000	311,600	424,900	
52	242,700	314,100	426,500	
53	244,100	316,500	428,200	
54	245,800	318,700	429,700	
55	247,400	320,900	431,300	
56	249,100	323,100	432,900	
57	250,600	325,400	434,500	
58	252,200	327,600	436,100	
59	253,800	329,800	437,600	
60	255,400	331,900	439,200	
61	257,000	334,100	440,800	
62	258,600	336,300	442,400	
63	260,200	338,500	443,900	
64	261,700	340,700	445,500	
65	263,200	342,900	447,200	
66	264,900	345,100	448,700	
67	266,500	347,300	450,300	
68	268,200	349,500	451,900	
69	269,700	351,500	453,500	
70	271,200	353,600	455,100	
71	272,700	355,700	456,700	
72	274,200	357,800	458,300	
73	275,500	359,600	459,800	
74	276,900	361,500	460,800	
75	278,300	363,500	461,800	
76	279,700	365,400	462,800	
77	281,100	367,400	463,600	
78	282,300	369,100	464,600	
79	283,500	370,800	465,600	
80	284,700	372,500	466,600	
81	286,000	374,200	467,400	
82	287,200	375,700	468,400	
83	288,400	377,200	469,400	
84	289,600	378,700	470,400	
85	290,900	379,800	471,200	
86	292,100	381,200		
87	293,300	382,600		
88	294,500	384,000		
89	295,700	385,300		
90	296,900	386,600		

	91	298,100	387,900		
	92	299,300	389,200		
	93	300,100	390,600		
	94	301,300	391,800		
	95	302,500	393,100		
	96	303,700	394,400		
	97	304,700	395,800		
	98	305,800	396,800		
	99	306,900	397,900		
	100	308,000	399,000		
	101	308,900	399,900		
	102	310,000	400,900		
	103	311,100	402,000		
	104	312,200	403,100		
	105	312,800	403,900		
	106	313,700	404,900		
	107	314,500	405,900		
	108	315,300	406,900		
	109	316,200	407,800		
	110	316,700	408,700		
	111	317,200	409,600		
	112	317,700	410,500		
	113	318,300	411,100		
	114	318,800	411,900		
	115	319,300	412,700		
	116	319,800	413,500		
	117	320,400	414,300		
	118	320,900	415,100		
	119	321,400	415,800		
	120	321,900	416,600		
	121	322,400	417,200		
	122	322,800	417,700		
	123	323,300	418,200		
	124	323,800	418,700		
	125	324,400	419,100		
	126	324,800	419,600		
	127	325,200	420,100		
	128	325,600	420,600		
	129	325,900	421,000		
	130	326,300	421,500		
	131	326,700	422,000		
	132	327,100	422,500		
	133	327,300	422,900		
	134	327,500	423,400		
	135	327,800	423,900		
	136	328,100	424,400		
	137	328,400	424,800		
	138	328,600	425,300		

	139	328,900	425,800		
	140	329,200	426,300		
	141	329,400	426,700		
	142	329,700	427,200		
	143	330,000	427,700		
	144	330,300	428,200		
	145	330,600	428,600		
	146	330,900	429,100		
	147	331,200	429,600		
	148	331,500	430,100		
	149	331,700	430,500		
	150	331,900			
	151	332,200			
	152	332,500			
	153	332,700			
	154	332,900			
	155	333,200			
	156	333,500			
	157	333,700			
	158	333,900			
	159	334,200			
	160	334,500			
	161	334,700			
再任用職員		234,000	277,500	335,400	421,200
任期付職員		174,700	199,700	309,300	400,700

備考　1　この表は，高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長，副校長，教頭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の給料月額は，この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400

43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,300
44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,200
45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,100
46	231,600	268,300	362,400	385,100	467,000
47	233,300	270,800	364,100	386,700	467,900
48	235,000	273,300	365,700	388,300	468,800
49	236,700	275,800	367,200	389,800	469,700
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	
53	243,100	286,100	373,900	395,500	
54	244,800	288,700	375,400	396,800	
55	246,400	291,200	376,900	397,900	
56	248,100	293,700	378,400	399,100	
57	249,600	296,000	379,900	400,600	
58	251,100	298,700	381,300	401,800	
59	252,600	301,400	382,700	403,100	
60	254,100	304,100	384,100	404,400	
61	255,700	306,600	385,000	405,700	
62	257,200	309,100	386,200	406,800	
63	258,700	311,600	387,400	408,200	
64	260,100	314,100	388,600	409,600	
65	261,400	316,500	389,700	410,800	
66	263,000	318,700	390,900	411,900	
67	264,600	320,900	391,900	413,100	
68	266,100	323,100	393,000	414,300	
69	267,800	325,400	394,200	415,300	
70	269,300	327,600	395,300	416,500	
71	270,800	329,800	396,400	417,700	
72	272,300	331,900	397,600	418,900	
73	273,600	334,100	398,700	419,800	
74	274,900	336,300	399,800	420,600	
75	276,200	338,500	400,900	421,400	
76	277,500	340,700	402,000	422,200	
77	278,900	342,700	402,900	422,900	
78	280,100	344,600	403,900	423,700	
79	281,300	346,500	404,900	424,500	
80	282,500	348,400	405,900	425,300	
81	283,800	350,200	406,800	426,100	
82	285,000	352,000	407,600	426,800	
83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100	
85	288,500	357,100	410,000	428,800	
86	289,500	358,800	410,800	429,500	
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	

91	294,400	366,500	414,600	433,000	
92	295,300	367,900	415,300	433,700	
93	295,800	369,400	415,800	434,200	
94	296,600	370,700	416,500	434,900	
95	297,400	372,000	417,200	435,600	
96	298,200	373,300	417,900	436,300	
97	299,100	374,300	418,400	436,800	
98	299,900	375,300	419,000	437,500	
99	300,700	376,300	419,600	438,200	
100	301,500	377,300	420,100	438,900	
101	302,400	378,400	420,600	439,400	
102	302,900	379,400	421,200		
103	303,400	380,400	421,800		
104	303,900	381,400	422,300		
105	304,100	382,300	422,700		
106	304,500	383,200	423,300		
107	304,800	384,100	423,900		
108	305,100	385,100	424,400		
109	305,300	386,000	424,900		
110	305,600	387,000			
111	305,900	388,000			
112	306,200	389,000			
113	306,400	389,600			
114	306,600	390,500			
115	306,800	391,400			
116	307,100	392,300			
117	307,400	393,200			
118	307,700	394,000			
119	308,000	394,800			
120	308,300	395,600			
121	308,400	396,300			
122	308,700	397,100			
123	309,000	397,900			
124	309,300	398,700			
125	309,500	399,400			
126	309,800	400,100			
127	310,100	400,800			
128	310,400	401,500			
129	310,600	402,200			
130		402,900			
131		403,600			
132		404,300			
133		404,600			
134		405,200			
135		405,800			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			

	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
	150		414,000			
	151		414,600			
	152		415,200			
	153		415,600			
	154		416,200			
	155		416,800			
	156		417,400			
	157		417,800			
	158		418,400			
	159		419,000			
	160		419,600			
	161		420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000
任期付職員		174,700	199,700	254,100	268,600	395,900

備考　1　この表は，中学校，小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長，副校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である職員の給料月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,200
	14	234,100	302,800	360,000	439,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900
	16	238,900	307,800	365,200	444,200
	17	241,100	310,200	367,900	446,600
	18	244,200	313,000	370,200	449,000
	19	247,300	315,800	372,500	451,400
	20	250,400	318,600	374,800	453,800
	21	253,500	321,200	377,000	456,300
	22	256,600	324,000	379,100	458,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100
	24	262,800	329,600	383,300	463,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,500
	26	268,800	334,600	387,200	467,700
	27	271,800	337,100	389,100	469,900
	28	274,800	339,600	391,000	472,100
	29	277,800	342,000	393,000	474,300
	30	280,500	344,200	394,800	476,600
	31	283,200	346,400	396,600	478,800
	32	285,900	348,600	398,400	481,000
	33	288,500	350,900	400,200	483,000
	34	291,400	353,200	402,000	485,200
	35	294,200	355,500	403,800	487,500
	36	297,000	357,800	405,600	489,800
	37	299,800	359,900	407,200	492,000
	38	302,100	362,000	408,900	494,000
	39	304,400	364,100	410,600	496,000
	40	306,700	366,100	412,300	498,000
	41	308,900	368,100	413,700	500,100
	42	310,100	370,000	415,300	502,000

43	311,300	371,900	416,900	503,900
44	312,500	373,800	418,500	505,800
45	313,600	375,800	419,900	507,800
46	314,800	377,600	421,500	509,600
47	316,000	379,400	423,100	511,500
48	317,200	381,200	424,700	513,400
49	318,200	383,100	426,300	515,200
50	319,300	384,900	427,600	517,000
51	320,400	386,700	428,900	518,900
52	321,500	388,500	430,200	520,800
53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200
69	340,000	411,500	446,600	542,100
70	341,100	412,400	447,600	542,900
71	342,200	413,300	448,600	543,800
72	343,300	414,100	449,600	544,700
73	344,000	415,000	450,700	545,600
74	345,000	415,900	451,700	546,500
75	346,000	416,700	452,700	547,400
76	347,000	417,600	453,700	548,300
77	348,100	418,300	454,600	549,200
78	349,100	418,900	455,200	
79	350,100	419,500	455,900	
80	351,100	420,100	456,600	
81	352,100	420,400	457,400	
82	353,100	421,000	458,100	
83	354,100	421,600	458,800	
84	355,100	422,200	459,500	
85	355,700	422,600	460,000	
86	356,300	423,200	460,700	
87	356,900	423,800	461,400	
88	357,500	424,400	462,100	
89	358,200	424,900	462,600	
90	358,700	425,500		

	91	359,100	426,100		
	92	359,600	426,700		
	93	360,100	427,000		
	94	360,500	427,500		
	95	361,000	428,000		
	96	361,500	428,500		
	97	362,100	429,100		
	98	362,600	429,600		
	99	363,100	430,100		
	100	363,600	430,600		
	101	364,000	431,000		
	102	364,500	431,500		
	103	365,000	432,000		
	104	365,500	432,500		
	105	366,000	433,100		
	106	366,500			
	107	367,000			
	108	367,500			
	109	368,100			
	110	368,600			
	111	369,100			
	112	369,600			
	113	370,200			
	114	370,700			
	115	371,200			
	116	371,700			
	117	372,100			
	118	372,600			
	119	373,100			
	120	373,600			
	121	373,900			
	122	374,400			
	123	374,900			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,300			
	129	377,800			
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400

備考　この表は，大学に勤務する学長，教授，准教授，講師，助教，助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500

	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000	448,100	
	75	264,000	322,500	393,700	449,000	
	76	265,400	323,600	394,400	449,900	
	77	266,500	324,700	395,200	450,600	
	78	267,800	325,700	395,800	451,500	
	79	269,100	326,700	396,500	452,400	
	80	270,400	327,700	397,200	453,300	
	81	271,800	328,800	397,900	454,000	
	82	273,100	329,600	398,600		
	83	274,400	330,300	399,300		
	84	275,700	331,100	400,000		
	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		
	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000			

	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			
	93	286,600	335,300			
	94	287,600	335,800			
	95	288,600	336,300			
	96	289,600	336,800			
	97	290,200	337,400			
	98	291,100	337,900			
	99	292,000	338,400			
	100	292,900	338,900			
	101	293,800	339,400			
	102	294,500	339,900			
	103	295,200	340,400			
	104	295,900	340,900			
	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800				
	111	299,100				
	112	299,400				
	113	299,800				
	114	300,100				
	115	300,400				
	116	300,700				
	117	301,000				
	118	301,400				
	119	301,800				
	120	302,200				
	121	302,500				
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考　この表は，研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し，試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	

43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	455,900	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	456,700	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	457,500	
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	458,100	
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	417,900		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	418,600		
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	419,300		
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	419,800		
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	420,400		
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	421,100		
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	421,800		
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	422,300		
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				

	91		293,100	330,400	352,300				
	92		293,300	330,800	352,600				
	93		293,700	331,300	353,000				
	94		293,900	331,600	353,400				
	95		294,100	332,000	353,800				
	96		294,400	332,400	354,100				
	97		294,800	332,600	354,600				
	98		295,100	333,000					
	99		295,400	333,400					
	100		295,700	333,800					
	101		296,000	334,000					
	102		296,300	334,400					
	103		296,600	334,800					
	104		296,900	335,000					
	105		297,200	335,100					
	106			335,500					
	107			335,900					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700
任期付職員		163,200	184,500	206,300	229,300	263,800	305,300	339,500	400,600

備考　この表は，保健所，家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師，獣医師，栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医　療　職　給　料　表　(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000

	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	470,800
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	471,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	472,400
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	473,300
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	446,900	
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	447,700	
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	448,500	
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	449,300	
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	450,100	
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	450,900	
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	451,700	
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	452,500	
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	453,300	
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	454,100	
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	454,900	
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	455,700	
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		

	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
	94	283,600	317,800	352,300	371,200			
	95	284,600	318,500	353,000	371,700			
	96	285,600	319,100	353,700	372,200			
	97	286,500	319,800	354,200	372,800			
	98	287,300	320,200	354,700	373,300			
	99	288,100	320,900	355,200	373,800			
	100	289,000	321,600	355,700	374,300			
	101	289,800	322,000	356,200	374,900			
	102	290,600	322,600	356,700	375,400			
	103	291,400	323,200	357,200	375,900			
	104	292,200	323,800	357,700	376,300			
	105	292,900	324,200	358,000	376,900			
	106	293,400	324,700	358,500	377,400			
	107	293,900	325,200	359,000	377,900			
	108	294,400	325,700	359,500	378,400			
	109	294,600	326,100	360,000	379,000			
	110	295,000	326,500	360,500	379,500			
	111	295,200	326,900	361,000	380,000			
	112	295,600	327,300	361,500	380,500			
	113	295,900	327,700	362,000	381,100			
	114	296,200	328,100	362,500				
	115	296,600	328,500	363,000				
	116	296,900	328,800	363,400				
	117	297,200	329,100	363,800				
	118	297,500	329,500					
	119	297,800	329,900					
	120	298,200	330,300					
	121	298,500	330,500					
	122	298,900	330,900					
	123	299,300	331,300					
	124	299,700	331,700					
	125	299,900	331,900					
	126	300,200	332,200					
	127	300,600	332,600					
	128	301,000	332,900					
	129	301,200	333,000					
	130	301,600	333,400					
	131	302,000	333,800					
	132	302,400	334,200					
	133	302,600	334,500					
	134	303,000	334,900					
	135	303,400	335,300					
	136	303,800	335,700					
	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					

	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900						
	147	307,300						
	148	307,700						
	149	307,900						
	150	308,200						
	151	308,500						
	152	308,800						
	153	309,200						
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700
任期付職員		164,800	198,300	222,400	244,400	273,000	309,200	340,500

備考　この表は，保健所等に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	439,600
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,300

	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,000
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	441,700
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	442,400
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	442,700
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	443,300
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	443,900
	49	243,700	298,700	352,600	414,600	444,500
	50	244,400	299,800	354,100	415,500	445,200
	51	245,100	300,900	355,600	416,400	445,900
	52	245,800	302,000	357,100	417,300	446,600
	53	246,200	303,200	358,500	417,500	447,300
	54	246,900	304,300	359,900	417,900	448,000
	55	247,500	305,400	361,300	418,400	448,700
	56	248,200	306,500	362,700	418,900	449,400
	57	248,800	307,700	363,700	419,500	449,800
	58	249,500	308,800	364,900	419,700	450,500
	59	250,200	309,900	366,100	420,300	451,200
	60	250,900	311,000	367,400	420,800	451,900
	61	251,600	311,900	368,600	421,300	452,400
	62	252,300	312,700	369,200	421,900	453,100
	63	252,900	313,500	369,800	422,500	453,800
	64	253,500	314,300	370,400	423,100	454,500
	65	254,000	314,900	370,800	423,700	455,000
	66	254,500	315,600	371,300	424,300	455,700
	67	255,000	316,300	371,800	424,900	456,400
	68	255,500	317,000	372,300	425,500	457,100
	69	255,800	317,800	372,600	426,100	457,500
	70			372,900	426,600	458,200
	71			373,300	427,200	458,900
	72			373,600	427,800	459,600
	73			374,200	428,400	460,100
	74			374,400	429,000	460,800
	75			374,900	429,600	461,500
	76			375,400	430,200	462,200
	77			375,900	430,900	462,700
	78			376,400	431,600	
	79			376,900	432,300	
	80			377,400	433,000	
	81			378,000	433,500	
	82			378,500	434,200	
	83			379,000	434,900	
	84			379,500	435,600	
	85			379,900	436,000	
	86			380,400	436,700	
	87			380,900	437,400	
	88			381,400	438,100	
	89			381,900	438,300	
	90			382,400		

	91			382,900		
	92			383,400		
	93			383,900		
	94			384,400		
	95			384,900		
	96			385,400		
	97			386,000		
	98			386,500		
	99			387,000		
	100			387,500		
	101			388,100		
再任用職員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800
任期付職員		172,200	224,500	251,600	299,300	326,700

備考　この表は，船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福　祉　職　給　料　表

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500
	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900

	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
	49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
	50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
	51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
	52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
	53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
	54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	
	55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	
	56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	
	57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	
	58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	
	59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	
	60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	
	61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	
	62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
	63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
	64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
	65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
	66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
	67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
	68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
	69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
	70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
	71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
	72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
	73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
	74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
	75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
	76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
	77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
	78	251,400	318,500	345,100	391,200		
	79	252,400	319,200	345,600	391,900		
	80	253,400	319,900	346,100	392,600		
	81	254,400	320,200	346,300	393,100		
	82	255,400	320,600	346,800	393,800		
	83	256,400	321,200	347,300	394,500		
	84	257,400	321,500	347,800	395,200		
	85	258,300	322,000	348,100	395,400		
	86	259,200	322,300	348,600	396,100		
	87	260,100	322,700	349,100	396,800		
	88	261,000	323,000	349,600	397,500		
	89	261,700	323,500	349,900	398,000		
	90	262,500	323,900	350,300	398,700		

	91	263,300	324,200	350,700	399,400			
	92	264,100	324,500	351,100	400,100			
	93	264,800	325,000	351,400	400,600			
	94	265,500	325,400		401,300			
	95	266,100	325,800		402,000			
	96	266,800	326,200		402,700			
	97	267,500	326,600		403,200			
	98	268,200	327,000					
	99	268,900	327,400					
	100	269,600	327,800					
	101	270,100	328,100					
	102	270,600	328,500					
	103	271,100	328,800					
	104	271,600	329,200					
	105	271,700	329,600					
	106	272,000	330,000					
	107	272,300	330,400					
	108	272,600	330,800					
	109	273,000	331,200					
	110	273,400	331,600					
	111	273,800	332,000					
	112	274,100	332,400					
	113	274,400	332,800					
	114	274,700	333,200					
	115	275,000	333,600					
	116	275,400	333,900					
	117	275,700	334,000					
	118	276,100	334,400					
	119	276,500	334,800					
	120	276,900	335,200					
	121	277,100	335,400					
	122	277,400						
	123	277,800						
	124	278,200						
	125	278,400						
	126	278,800						
	127	279,200						
	128	279,600						
	129	279,800						
	130	280,200						
	131	280,600						
	132	281,000						
	133	281,200						
	134	281,500						
	135	281,900						
	136	282,300						
	137	282,500						
	138	282,800						

	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,500					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600
任期付職員		167,600	191,500	237,600	256,400	295,300	328,300

備考　この表は，児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し，入所者の指導，保育，介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第1号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

特定任期付職員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

別記第2

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	149,300	164,900	254,100	285,600	411,600
	2	150,800	167,000	256,900	288,700	413,100
	3	152,300	169,100	259,700	291,800	414,600
	4	153,800	171,300	262,500	294,900	416,100
	5	155,400	173,300	265,100	297,600	417,600
	6	157,300	175,500	267,800	300,700	419,100
	7	159,100	177,700	270,400	303,800	420,700
	8	160,900	179,900	273,000	306,900	422,300
	9	162,700	182,200	275,600	309,900	423,700
	10	164,800	185,000	278,300	312,800	425,100
	11	166,800	187,700	281,000	315,700	426,500
	12	168,800	190,400	283,700	318,600	427,900
	13	170,800	193,300	286,400	321,400	429,200
	14	173,000	195,000	289,100	323,700	430,600
	15	175,200	196,700	291,800	326,000	432,000
	16	177,400	198,400	294,500	328,300	433,400
	17	179,700	200,200	297,200	330,600	434,700
	18	182,300	201,900	299,900	332,900	436,100
	19	184,800	203,600	302,600	335,200	437,400
	20	187,300	205,300	305,300	337,500	438,800
	21	189,800	207,100	308,000	339,800	439,900
	22	191,500	209,000	310,700	342,100	441,300
	23	193,200	210,900	313,400	344,400	442,600
	24	194,900	212,800	316,100	346,700	444,000
	25	196,400	214,500	318,800	348,900	445,300
	26	198,000	216,500	321,200	350,800	446,600
	27	199,600	218,500	323,600	352,700	447,900
	28	201,200	220,500	326,000	354,600	449,200
	29	202,900	222,400	328,400	356,500	450,500
	30	204,600	225,100	330,500	358,400	451,700
	31	206,300	227,800	332,700	360,200	452,900
	32	208,000	230,500	334,900	362,100	454,100
	33	209,500	233,300	337,100	363,900	455,300
	34	211,200	236,200	339,200	365,700	456,200
	35	212,900	239,100	341,300	367,500	457,100
	36	214,600	242,000	343,400	369,300	458,000
	37	216,200	244,800	345,500	371,200	458,900
	38	217,900	247,600	347,500	372,800	459,800
	39	219,600	250,400	349,500	374,400	460,700
	40	221,300	253,200	351,500	376,000	461,600
	41	223,100	255,900	353,500	377,400	462,500
	42	224,900	258,500	355,300	378,900	463,400

43	226,700	261,100	357,100	380,400	464,300
44	228,500	263,700	358,900	381,900	465,200
45	230,400	266,000	360,700	383,500	466,100
46	232,100	268,600	362,400	385,100	467,000
47	233,800	271,100	364,100	386,700	467,900
48	235,500	273,600	365,700	388,300	468,800
49	237,100	276,000	367,200	389,800	469,700
50	238,800	278,600	368,800	391,300	
51	240,500	281,200	370,500	392,800	
52	242,200	283,800	372,200	394,300	
53	243,400	286,200	373,900	395,500	
54	245,100	288,800	375,400	396,800	
55	246,700	291,300	376,900	397,900	
56	248,400	293,800	378,400	399,100	
57	249,800	296,000	379,900	400,600	
58	251,300	298,700	381,300	401,800	
59	252,800	301,400	382,700	403,100	
60	254,300	304,100	384,100	404,400	
61	255,800	306,600	385,000	405,700	
62	257,300	309,100	386,200	406,800	
63	258,800	311,600	387,400	408,200	
64	260,200	314,100	388,600	409,600	
65	261,400	316,500	389,700	410,800	
66	263,000	318,700	390,900	411,900	
67	264,600	320,900	391,900	413,100	
68	266,100	323,100	393,000	414,300	
69	267,800	325,400	394,200	415,300	
70	269,300	327,600	395,300	416,500	
71	270,800	329,800	396,400	417,700	
72	272,300	331,900	397,600	418,900	
73	273,600	334,100	398,700	419,800	
74	274,900	336,300	399,800	420,600	
75	276,200	338,500	400,900	421,400	
76	277,500	340,700	402,000	422,200	
77	278,900	342,700	402,900	422,900	
78	280,100	344,600	403,900	423,700	
79	281,300	346,500	404,900	424,500	
80	282,500	348,400	405,900	425,300	
81	283,800	350,200	406,800	426,100	
82	285,000	352,000	407,600	426,800	
83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100	
85	288,500	357,100	410,000	428,800	
86	289,500	358,800	410,800	429,500	
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	

91	294,400	366,500	414,600	433,000	
92	295,300	367,900	415,300	433,700	
93	295,800	369,400	415,800	434,200	
94	296,600	370,700	416,500	434,900	
95	297,400	372,000	417,200	435,600	
96	298,200	373,300	417,900	436,300	
97	299,100	374,300	418,400	436,800	
98	299,900	375,300	419,000	437,500	
99	300,700	376,300	419,600	438,200	
100	301,500	377,300	420,100	438,900	
101	302,400	378,400	420,600	439,400	
102	302,900	379,400	421,200		
103	303,400	380,400	421,800		
104	303,900	381,400	422,300		
105	304,100	382,300	422,700		
106	304,500	383,200	423,300		
107	304,800	384,100	423,900		
108	305,100	385,100	424,400		
109	305,300	386,000	424,900		
110	305,600	387,000			
111	305,900	388,000			
112	306,200	389,000			
113	306,400	389,600			
114	306,600	390,500			
115	306,800	391,400			
116	307,100	392,300			
117	307,400	393,200			
118	307,700	394,000			
119	308,000	394,800			
120	308,300	395,600			
121	308,400	396,300			
122	308,700	397,100			
123	309,000	397,900			
124	309,300	398,700			
125	309,500	399,400			
126	309,800	400,100			
127	310,100	400,800			
128	310,400	401,500			
129	310,600	402,200			
130	310,900	402,900			
131	311,200	403,600			
132	311,500	404,300			
133	311,700	404,600			
134	312,000	405,200			
135	312,300	405,800			
136	312,600	406,400			
137	312,800	406,800			
138	313,100	407,400			

	139	313,400	408,000			
	140	313,700	408,600			
	141	313,900	409,000			
	142	314,200	409,600			
	143	314,500	410,200			
	144	314,800	410,800			
	145	315,000	411,200			
	146	315,300	411,800			
	147	315,600	412,400			
	148	315,900	413,000			
	149	316,100	413,400			
	150	316,400	414,000			
	151	316,700	414,600			
	152	317,000	415,200			
	153	317,200	415,600			
	154	317,500	416,200			
	155	317,800	416,800			
	156	318,100	417,400			
	157	318,300	417,800			
	158	318,600	418,400			
	159	318,900	419,000			
	160	319,200	419,600			
	161	319,400	420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000
任期付職員		174,700	199,700	254,100	268,600	395,900

備考　1　この表は，高等学校，中学校，小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長，副校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が4級である職員の給料月額は，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第３　切替要領

１　職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の級は，その者の切替日の前日における給料表及び職務の級（以下「旧級」という。）に対応する別表第１の職務の級欄に定める職務の級とする。

２　号給の切替え

職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は，切替日の前日において旧教育職給料表（二）の適用を受ける職員にあっては，その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とし，切替日の前日において旧教育職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては，切替日における職務の級ごとに旧号給に対応する別表第２の新号給欄に定める号給とする。

別表第１

給料表	旧級	職務の級
旧教育職給料表（一）	１級	１級
	２級	２級
	３級	４級
	４級	５級
旧教育職給料表（二）	１級	１級
	２級	２級
	特２級	３級
	３級	４級
	４級	５級

別表第２

切替日の前日に旧教育職給料表（一）の適用を受ける職員で，切替日において教育職給料表（二）の適用を受けることとなる職員の新号給

旧号給	新　　号　　給			
	１　級	２　級	４　級	５　級
1	1	13	17	1
2	2	14	18	2
3	3	15	19	3
4	4	16	20	4
5	5	17	21	5
6	6	18	22	6
7	7	19	23	7
8	8	20	24	8
9	9	21	25	9
10	10	22	26	10
11	11	23	27	11
12	12	24	28	12
13	13	25	29	13
14	14	26	30	14
15	15	27	31	15
16	16	28	32	16
17	17	29	33	17
18	18	30	34	18
19	19	31	35	19
20	20	32	36	20
21	21	33	37	21
22	22	34	38	22
23	23	35	39	23
24	24	36	40	24
25	25	37	41	25
26	26	38	42	26
27	27	39	43	27
28	28	40	44	28
29	29	41	45	29
30	30	42	46	30
31	31	43	47	31
32	32	44	48	32
33	33	45	49	33

34	34	46	50	34
35	35	47	51	35
36	36	48	52	36
37	37	49	53	37
38	38	50	54	38
39	39	51	55	39
40	40	52	56	40
41	41	53	57	41
42	42	54	58	42
43	43	55	59	43
44	44	56	60	44
45	45	57	61	45
46	46	58	62	46
47	47	59	63	47
48	48	60	64	48
49	49	61	65	49
50	50	62	66	
51	51	63	67	
52	52	64	68	
53	53	65	69	
54	54	66	70	
55	55	67	71	
56	56	68	72	
57	57	69	73	
58	58	70	74	
59	59	71	75	
60	60	72	76	
61	61	73	77	
62	62	74	78	
63	63	75	79	
64	64	76	80	
65	65	77	81	
66	66	78	82	
67	67	79	83	
68	68	80	84	

69	69	81	85	
70	70	82	86	
71	71	83	87	
72	72	84	88	
73	73	85	89	
74	74	86	90	
75	75	87	91	
76	76	88	92	
77	77	89	93	
78	78	90	94	
79	79	91	95	
80	80	92	96	
81	81	93	97	
82	82	94	98	
83	83	95	99	
84	84	96	100	
85	85	97	101	
86	86	98		
87	87	99		
88	88	100		
89	89	101		
90	90	102		
91	91	103		
92	92	104		
93	93	105		
94	94	106		
95	95	107		
96	96	108		
97	97	109		
98	98	110		
99	99	111		
100	100	112		
101	101	113		
102	102	114		
103	103	115		

104	104	116		
105	105	117		
106	106	118		
107	107	119		
108	108	120		
109	109	121		
110	110	122		
111	111	123		
112	112	124		
113	113	125		
114	114	126		
115	115	127		
116	116	128		
117	117	129		
118	118	130		
119	119	131		
120	120	132		
121	121	133		
122	122	134		
123	123	135		
124	124	136		
125	125	137		
126	126	138		
127	127	139		
128	128	140		
129	129	141		
130	130	142		
131	131	143		
132	132	144		
133	133	145		
134	134	146		
135	135	147		
136	136	148		
137	137	149		
138	138	150		

139	139	151		
140	140	152		
141	141	153		
142	142	154		
143	143	155		
144	144	156		
145	145	157		
146	146	158		
147	147	159		
148	148	160		
149	149	161		
150	150			
151	151			
152	152			
153	153			
154	154			
155	155			
156	156			
157	157			
158	158			
159	159			
160	160			
161	161			

別紙第３

公 務 運 営 に 関 す る 報 告

１　能力・実績に基づく人事管理

厳しい社会経済情勢の中，複雑・高度化する県民ニーズに適切に対応していくためには，職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め，組織をより活性化し，公務の質を高く保つことが求められており，そのためには能力・実績に基づく人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては，平成 18 年度から，新たな人事評価制度の仕組みとして「目標チャレンジプログラム」が本格実施され，その後も，評価マニュアルの充実や評価能力向上のための研修の実施などの改善の取組がなされている。また，評価結果の活用についても，本庁課長級以上の職員を対象として評価結果を翌年度の勤勉手当へ反映させるなどの取組が実施されているところである。

一方，国では，平成 21 年４月から新たな人事評価制度が施行され，人事評価の結果を任免，給与及び人材育成に活用するなど，能力・実績に基づく人事管理を進めている。

こうした状況を踏まえ，本県においても，能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう，評価制度自体の公正性，納得性を一層高めるとともに，評価結果の人材開発，任用，分限，給与等への活用の拡大に向けて，更なる取組を進めていくことが必要である。

２　勤務環境の整備

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は，職員の心身にわたる健康の保持・増進，仕事と生活の調和の観点から重要な課題であり，ひいては公務能率の向上に資するものである。

任命権者においては，「総労働時間の短縮に関する指針」や次世代育成支援

対策推進法に基づく特定事業主行動計画などにより，時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間の短縮を推進するため，様々な取組が行われているところである。

しかしながら，東日本大震災への対応のため時間外勤務が増加したという特殊要因はあるものの，依然として，上記指針に定める年間上限目安時間を超えるなど長時間の時間外勤務を行っている職員が見受けられることから，任命権者においては，引き続き職員の時間外勤務の縮減に向けた取組を実施していくことが必要である。

このため，所属長等の管理職員は，特定の職員及び班等に業務が集中しないよう，適正な業務配分を図り，必要に応じて業務分担の見直しを行うなど弾力的な業務運営に努めるとともに，「ノー残業デー」の徹底を図るなど定時退庁しやすい職場環境づくりに努めることが必要である。

また，職員一人ひとりが，担当する業務について常に問題意識を持ち，会議・打合せ回数の縮減など，事務・事業の点検，見直しに努めることが必要である。

(2) 職員の健康管理

職員の健康の保持・増進は，職員やその家族にとって重要であるばかりでなく，職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し，公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

任命権者においては，相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに，精神性疾患による休職者等については，職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど，円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んでいるところである。

しかし，心身の故障による休職者のうち，精神性疾患による休職者数の割合は，依然として高いことから，任命権者は，引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見，早期対応に取り組むことが必要である。

また，職場におけるパワー・ハラスメントの防止については，メンタルヘルス対策の観点からも重要であることから，引き続きパワー・ハラスメント

のない働きやすい職場環境づくりに努めていく必要がある。

(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進

職員が，いきいきと意欲的に職務に取り組むとともに，子育てや介護などの家庭生活における責任を果たしていけるよう，仕事と生活の調和のとれた勤務環境を整備することは，公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

任命権者においては，次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の下，子育て支援に関する各種の取組を行い，制度の充実に努めてきているところである。

しかし，男性職員の育児休業の取得率については，依然として低い状況であり，昨年，新たな取組として設定した男性職員の出生時における連続休暇取得率についても，数値目標に達していない状況である。そのため，引き続き任命権者においては，所属長等の管理職員の意識改革を図り，育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

また，国においては，男性職員の育児休業取得促進のため，１回の承認に係る育児休業期間が１か月以下の職員については，期末手当の支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとしており，本県においても国と同様の措置を講ずる必要がある。

３　高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成25年度から段階的に引き上げられることに伴い，雇用と年金の連携を図るとともに，高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

人事院においては，これまでの検討結果を踏まえ，公的年金支給開始年齢の引上げに合わせて，60歳を超える職員の給与水準を適切に設定するとともに，役職定年制の導入等によって組織活力を維持し，また，短時間勤務制の導入等によって多様な働き方を選択できるようにする等の措置を講じながら，定年年齢を段階的に65歳まで引き上げることが適当とし，具体的な立法措置を求める

意見の申出を行ったところである。

地方公務員の定年年齢は，地方公務員法において「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」こととされていることから，本県においても，引き続き国の動向等を注視しつつ，定年延長をはじめとした高齢期の雇用問題に関わる人事管理や給与制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

４　公務員の労働基本権問題

国家公務員制度については，現在，国家公務員制度改革基本法に基づいて改革の具体化が進められており，公務員の労働基本権の拡大を含んだ国家公務員制度改革関連４法案(以下「改革法案」という。)が国会に提出されているところである。

また，人事院は，本年の「国家公務員制度改革に関する報告」において，国家公務員制度は行政執行を支える基盤となる制度であり，その改革は国民生活に広く影響するものであることから，改革法案に盛り込まれた協約締結権付与等について，今後，国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要であるとしている。

地方公務員の労働基本権の在り方については,国家公務員制度改革基本法では，政府が，国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ，これと整合性をもって検討することとされており,今後の本県の行政運営に対して多大な影響を及ぼすものであることから，引き続き，国の動向について十分注視していく必要がある。

給　与　に　関　す　る　報　告　資　料

職　員　給　与　関　係

民　間　給　与　関　係

職員給与と民間給与との比較

生　計　費　関　係

労　働　経　済　指　標

目　　次

給与に関する報告資料の説明…… 5

1　職員給与関係

第１表　職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数…… 10
第２表　職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比…… 11
第３表　職員の平均給与月額等の推移…… 12
第４表　職員の扶養手当の支給状況…… 14
第５表　職員の管理職手当の支給状況…… 14
第６表　職員の住居手当の支給状況…… 15
第７表　職員の通勤手当の支給状況…… 15
第８表　職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢…… 16
第９表　再任用職員の適用給料表別，級別人員…… 39

2　民間給与関係

第10表　産業別，企業規模別調査事業所数…… 42
第11表　民間における初任給の改定状況…… 42
第12表　職種別，学歴別初任給…… 43
第13表　民間における家族手当の支給状況…… 44
第14表　民間における住宅手当の支給状況…… 44
第15表　民間における特別給の支給状況…… 44
第16表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況…… 45
第17表　民間における給与改定の状況…… 45
第18表　民間における定期昇給制度の状況…… 45
第19表　民間における定期昇給の実施状況…… 45
第20表　民間における雇用調整の実施状況…… 46
第21表　民間における賃金カット等の実施状況…… 46
第22表　民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の

状況…… 47
第23表　企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等…… 48
その１　企業規模計…… 48
その２　企業規模 500人以上…… 53
その３　企業規模 100人以上500人未満…… 58
その４　企業規模 50人以上100人未満…… 63

３　職員給与と民間給与との比較

第24表　職員給与と民間給与との比較…… 68

４　生計費関係

平成23年４月の標準生計費算定方法…… 70
第25表　千葉市における費目別，世帯人員別標準生計費（平成23年４月）…… 70

５　労働経済指標

第26表　労働経済指標…… 72

給与に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告，職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第１　平成23年人事統計に関する報告

１　調査の目的と時期

この調査は，地方公務員法第８条第１項の規定により，職員の給与の実態を明らかにするとともに，民間給与と比較するための資料を得ることを目的として，平成23年４月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

２　調 査 対 象

職員の給与に関する条例第１条の２に規定する職員（企業職員，単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

３　調 査 事 項

学歴，年齢，性別，経験年数，適用給料表，職務の級，給料月額，給料の調整額，地域手当，扶養手当及びその他の月額の手当等

４　集　　計

集計作業は，総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し，本委員会において合算した。

第２　平成23年職種別民間給与実態調査

１　調査の目的と時期

この調査は，職員の給与を検討するため，平成23年４月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

２　調 査 の 範 囲

(1)　調査対象事業所

企業規模50人以上で，かつ，事業所規模50人以上の本県の民間事業所のうち，次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,507事業所

ア　漁業	サ　学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ　鉱業，採石業，砂利採取業	シ　生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ　建設業	ス　教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ　製造業	セ　医療，福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ　電気・ガス・熱供給・水道業	ソ　サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ　情報通信業	
キ　運輸業，郵便業	
ク　卸売業，小売業	
ケ　金融業，保険業	
コ　不動産業，物品賃貸業	

(2)　調査対象職種

78職種（うち初任給関係19職種）

3　調査対象の抽出

(1)　事業所の抽出

上記２の(1)に記載した事業所を産業，規模等により26層（うち千葉市10層，その他県内地域16層）に層化し，これらの層から324事業所（うち千葉市87事業所，その他県内地域237事業所）を無作為に抽出し，実地調査を行った。

調査の完結した事業所は287事業所で，第10表のとおりである。

(2)　従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については，これに該当する従業員が多数に上るときは，抽出した従業員について調査を行った。

なお，臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4　調 査 事 項

事業所単位に調査する事項については，事業所票(1)及び事業所票(2)により，従業員別に調査する事項については，初任給調査票及び個人票により実施した。

(1)　事業所票(1)

給与，賞与及び臨時給与等の支払状況

(2)　事業所票(2)

家族手当，住宅手当等の支給状況，給与改定等の状況，雇用調整の状況等

(3)　初任給調査票

職種別，学歴別の初任給月額

(4)　個　人　票

職種別，年齢別，性別，学歴別のきまって支給する給与，時間外手当及び通勤手当

５　集　　計

(1)　調査実人員

11,677人（初任給関係450人，初任給関係以外の調査職種11,227人）。なお，調査職種該当者（母集団）の推定数は94,540人である。

(2)　総計及び平均の算出に際しては，母集団に復元して行った。

（調査の状況）

調査対象事業所	１，５０７事業所
抽出事業所	３２４事業所
調査の完結した事業所	２８７事業所（調査完了率88.9%）
調査実人員	１１，６７７人 （初任給関係　４５０人 初任給関係以外の調査職種　１１，２２７人）

第３　職員給与と民間給与との比較

上記第１及び第２の資料に基づき，本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を，職務階層別，学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

職　員　給　与　関　係

第１表　職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

（平成23年人事統計に関する報告）

区分 / 給料表		適用人員	平均年齢	平均経験年数
		人	歳	年
全給料表		57,787	42.5	20.6
一般職員	行政職給料表	9,323	43.2	22.1
	研究職給料表	413	44.7	20.5
	医療職給料表（一）	23	53.1	27.0
	医療職給料表（二）	764	39.3	16.5
	医療職給料表（三）	197	42.9	19.7
	海事職給料表	49	44.7	24.5
	福祉職給料表	141	39.3	16.8
	特定任期付職員給料表	2	55.5	－
	第1号任期付研究員給料表	0	－	－
	第2号任期付研究員給料表	2	38.5	－
	計	10,914	43.0	21.6
教育職員	教育職給料表（一）	9,304	45.6	22.7
	教育職給料表（二）	26,042	42.9	20.5
	教育職給料表（三）	87	47.4	23.5
	計	35,433	43.7	21.1
警察官	公安職給料表	11,440	38.6	18.1

（注）１　再任用職員は含まれていない。（以下第8表までにおいて同じ。）

２　全給料表欄の平均経験年数には，特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

第２表　職員の給料表別，学歴別及び性別人員構成比

（平成23年人事統計に関する報告）

区分 / 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	69.5	12.6	17.9	0.0	59.7	40.3
行政職給料表	100.0	48.9	12.4	38.6	0.1	62.7	37.3
研究職給料表	100.0	98.3	1.0	0.7	－	81.6	18.4
医療職給料表（一）	100.0	100.0	－	－	－	73.9	26.1
医療職給料表（二）	100.0	45.2	54.4	0.4	－	24.9	75.1
医療職給料表（三）	100.0	71.6	27.9	0.5	－	6.6	93.4
海事職給料表	100.0	6.1	53.1	34.7	6.1	95.9	4.1
福祉職給料表	100.0	44.0	53.9	2.1	－	27.7	72.3
特定任期付職員給料表	100.0	50.0	－	50.0	－	100.0	－
第1号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
第2号任期付研究員給料表	100.0	100.0	－	－	－	50.0	50.0
教育職給料表（一）	100.0	93.6	4.9	1.5	－	63.2	36.8
教育職給料表（二）	100.0	82.6	17.4	0.0	－	43.8	56.2
教育職給料表（三）	100.0	67.8	32.2	－	－	36.8	63.2
公安職給料表	100.0	37.6	4.6	57.7	0.1	93.1	6.9

（注）　大学卒には修士課程及び博士課程修了者を，短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第３表　職員の平均給与月額等の推移

職員の区分	年　月	職員数	平均年齢	平均経験年数	給料の月額	扶養手当
	年　月	人	歳	年	円	円
一般職員	22．4	11,108	43.4	22.1	355,386	8,059
	23．4	10,914	43.0	21.6	349,757	7,683
うち行政職員	22．4	9,491	43.7	22.6	355,387	8,357
	23．4	9,323	43.2	22.1	349,290	7,912
教育職員	22．4	35,442	44.0	21.4	386,316	7,113
	23．4	35,433	43.7	21.1	381,231	6,845
警察官	22．4	11,440	38.5	18.1	331,541	11,551
	23．4	11,440	38.6	18.1	330,773	11,436
計	22．4	57,990	42.8	20.9	369,586	8,170
	23．4	57,787	42.5	20.6	365,298	7,912

（注）１　行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を，教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を，職員をいう。（本年度の新規学卒の採用者を含む。）

２　平均給与月額については，民間給与との比較の対象としているものであり，通勤手当及び時間外勤務手

３　給料の月額には，給料の調整額，教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額が含まれており，

（平成23年人事統計に関する報告）

平　均　給　与　月　額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合　計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
11,031	26,405	5,501	2,059	408,441	
10,654	25,956	5,300	1,952	401,302	98.3
11,501	26,372	5,348	1,853	408,818	
11,026	25,862	5,147	1,715	400,952	98.1
5,217	27,916	5,611	9,151	441,324	
5,119	27,521	5,468	6,412	432,596	98.0
2,053	24,160	4,511	458	374,274	
2,043	24,097	4,265	436	373,050	99.7
5,707	26,886	5,373	6,076	421,798	
5,556	26,548	5,198	4,385	414,897	98.4

警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい，一般職員とは教育職員及び警察官以外の

当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。
その他は，初任給調整手当，単身赴任手当等である。

第４表　職員の扶養手当の支給状況

（平成23年人事統計に関する報告）

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	9,410 人	4,065 人	4,590 人	755 人
2人	8,131	3,829	3,965	337
3人	5,079	3,893	1,145	41
4人	1,239	1,085	145	9
5人	171	153	18	0
6人以上	23	20	3	0
計	24,053	13,045	9,866	1,142

手当受給者1人当たり平均手当月額	19,009 円

（注）この表でいう扶養親族は，扶養手当の支給対象となっているものである。

第５表　職員の管理職手当の支給状況

（平成23年人事統計に関する報告）

区分／組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校の事務主幹	県立学校の事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 24	人 151	人 371	人 2,493	人 25	人 1,492	人 118	人 133	人 4,807	円 66,787

（注）1　組織，職名については，主なものを記載している。
　　2　警察本部の職員のうち，警視正以上の職員については，国家公務員であるため含まれない。

第６表　職員の住居手当の支給状況

（平成23年人事統計に関する報告）

区　　分		受給者数
受　給　者　計		9,218 人
	手当月額 11,000円未満の受給者	19
	11,000円以上27,000円未満の受給者	2,661
	27,000円の受給者	6,538
手当受給者１人当たり平均手当月額		25,841 円

（注）上記のほか，自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置額（月額3,000円）を受ける職員は，20,721人である。

単身赴任者の配偶者の居住する借家・借間	受給者	手当受給者１人当たり平均手当月額
	0 人	－ 円

第７表　職員の通勤手当の支給状況

（平成23年人事統計に関する報告）

区　　分		職員数
受給者	交通機関等のみ利用者	12,092 人
	交通用具のみ使用者	39,160
	交通機関等・交通用具併用者	1,470
	小　　計	52,722
非受給者		5,065
計		57,787
手当受給者１人当たり平均手当月額		10,095 円

第８表　職員の給料表別，級別，号給別人員分布，平均給料月額及び平均年齢

行 政 職 給 料 表

（平成23年人事統計に関する報告）

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										2
4								1		2
5										1
6										
7		1								
8										
9	49	1								1
10	2	1								
11	4	43	3							
12	1	5	1							
13	13	9								
14	1	4	1							
15	35	46	1							
16	7	12								
17	36	27	3						2	
18		12	28							
19	39	44	7				1		9	
20	5	37	5						1	
21	10	53	6				1		1	1
22	1	19	57							
23	51	42	22							
24	9	23	31							
25	5	47	7	1					1	
26	4	16	57	8						
27	58	40	22	6		1				
28	11	15	26	40						
29	65	35	11	10	1					
30	9	14	22	32						
31	34	30	11	16		2		4		
32	10	19	67	34				5		
33	26	32	20	44	1			8		
34	10	21	23	41				5		
35	71	11	18	124				5		
36	13	10	42	37	3			9		
37	52	9	23	30	22			4		
38	17	9	45	39	3			9		
39	68	3	13	89	1		1	2		
40	11	4	67	35	16		18	9		
41	35	3	27	59	51		9	3		
42	8	3	63	40	10		14			
43	44	1	18	42	17	13	22	1		
44	10		35	58	10		10			
45	56	1	23	103	71	2	26	2		
46	23		84	27	11	17	12			
47	27	1	12	22	36	16	23			
48	13		11	24	15	4	14			
49	18		8	54	59	29	32			
50	10		10	44	12	31	17			
51	13	1	9	29	58	21	29			
52	2	1	4	22	23	16	21			
53	9	1	2	32	40	28	38			
54	8		2	43	24	17	20			
55	11	1	2	6	69	22	12			
56	6	1		25	47	35	16			
57	6	1	2	19	25	19	12			
58	7			27	50	17	5			
59	15	2	2	13	46	24	14			
60	4	1	1	14	22	36	6			
61	8			20	56	31	20			
62	4			16	50	27				
63	8			36	23	47				
64	6			19	42	53				
65	7			23	55	56				
66	2		1	29	25	26				
67	6			39	57	54				
68	1			13	42	77				
69	1			27	39	62				
70	3			35	35	113				
71	3		1	22	25	109				
72	1			20	67	81				

号給 ＼ 職務の級 ／ 標準的な職務	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査・主任主事・主任技師	4級 係長・主査	5級 班長・副主幹	6級 副課長・主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
73	4			27	26	57					
74	2			18	48	100					
75	3			8	34	64					
76				36	59	86					
77	2			10	25	548					
78				9	51						
79	1			6	22						
80				29	64						
81				4	20						
82				4	45						
83				2	45						
84				7	48						
85			1		37						
86				4	41						
87				3	26						
88				5	59						
89				2	401						
90	1			4							
91				3							
92				5							
93	2			4							
94											
95				1							
96				6							
97				20							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全　級
人員計	人 1,117	人 712	人 957	人 1,805	人 2,310	人 1,941	人 393	人 67	人 14	人 7	人 9,323
級別構成比	% 12.0	% 7.6	% 10.3	% 19.4	% 24.8	% 20.8	% 4.2	% 0.7	% 0.1	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 186,619	円 227,389	円 286,510	円 355,317	円 396,610	円 428,903	円 450,440	円 469,292	円 509,580	円 542,126	円 349,025
平均年齢	歳 24.9	歳 29.6	歳 35.2	歳 42.2	歳 49.2	歳 53.4	歳 55.5	歳 56.8	歳 56.2	歳 55.9	歳 43.2

（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（注）１　各級内の太実線は，当該級の最高号給の位置を示し，該当人員0の号給は空欄とした。
　　２　平均給料月額は平成18年切替えに伴う経過措置額を含み，50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
　　３　上記1・2の注は，以下第8表の各表において同じである。

公 安 職 給 料 表

号給 ＼ 職務の級 ／ 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・副署長	課長・署長	部長・参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								2	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	68								
14	20								
15	23								
16	71								
17	17			1					
18	24								
19	12								
20	35		4						
21	8		4						
22	14		1	1					
23	7								
24	65	1	4						
25	27	5	2						
26	32	18	4						
27	20	26	4	1					
28	100	148	22	4	1				
29	146	36	11	1	1				
30	90	44	18	6					
31	46	29	12	1	1				
32	200	177	44	9					
33	57	62	18	4					
34	32	61	40	6					
35	21	39	29	5					
36	19	189	69	12	1				
37	20	74	46	6	1				
38	13	90	65	15	5				
39	12	62	51	10	2				
40	15	167	104	17	4				
41	9	64	44	18	2				11
42	5	94	84	20	2				1
43	7	64	49	16	3				15
44	7	132	115	22	2				1
45	4	48	70	22				1	41
46	11	85	105	15	6				
47	6	41	68	16	2				
48	5	59	83	13	3				
49	2	22	59	15	4	1			
50	5	27	73	29	3	1			
51	3	13	48	15	3				
52	2	19	57	18					
53	2	11	69	12	2				
54	3	18	66	31	5	2			
55	1	10	42	21	8				
56	2	9	75	35	1				
57		8	40	38	2	1			
58		6	47	28	4	2			
59	1	8	27	24	3				
60		6	48	35	4				
61			17	40	7	1		113	
62		3	29	32	7	3			
63			25	40	7	5	1		
64		2	30	46	7	1			
65		1	27	49	18	4	1		
66		2	39	30	15	2			
67		4	27	70	21	4			
68			35	52	14	2			
69			39	40	20	3	6		
70			25	44	18	1	2		
71			21	38	16	6	12		
72			24	44	21	5	6		
73		1	40	41	21	4	12		
74			11	35	25	7	9		
75			16	22	21	3	17		
76			13	31	25	4	6		
77		1	16	33	19	8	159		
78			5	34	28	5			
79			19	28	36	12			
80			6	32	35	9			

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 巡査	2級 巡査長	3級 主任	4級 係長	5級 課長補佐	6級 課長代理	7級 課長・副署長	8級 課長・署長	9級 部長・参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
81			6	27	27	16			
82			5	28	35	6			
83			7	27	50	7			
84			3	27	48	14			
85			4	50	66	9			
86			3	25	41	13			
87			2	31	49	7			
88				33	55	10			
89			3	41	67	208			
90			1	37	57				
91			2	34	38				
92				39	46				
93				39	51				
94			1	27	43				
95				36	50				
96				38	42				
97			1	19	286				
98				29					
99			1	36					
100			1	53					
101				48					
102				51					
103				35					
104				79					
105				35					
106				56					
107				32					
108				61					
109				55					
110				47					
111				37					
112				59					
113				50					
114				50					
115				47					
116				41					
117				33					
118				37					
119				30					
120				45					
121				40					
122				48					
123				28					
124				42					
125				445					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
人員計	人 1,289	人 1,986	人 2,325	人 3,531	人 1,507	人 386	人 231	人 116	人 69	人 11,440
級別構成比	% 11.3	% 17.4	% 20.3	% 30.8	% 13.2	% 3.4	% 2.0	% 1.0	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 209,406	円 244,199	円 284,240	円 384,024	円 427,916	円 441,851	円 459,315	円 473,138	円 496,129	円 330,629
平均年齢	歳 22.7	歳 27.4	歳 32.5	歳 45.9	歳 51.4	歳 51.4	歳 53.8	歳 53.8	歳 56.1	歳 38.6

（警察官である職員に適用）

教 育 職 給 料 表 (一)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 実習助手	2級 教諭	3級 副校長・教頭	4級 校長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		74		
6				
7		19		
8		7		
9		32		
10		2		
11		79		
12		5		
13		47		
14		7		
15		83		
16		5		
17		61		
18		11		
19		76		
20		10		1
21	1	45		
22		18		
23	1	88		
24		11		
25	1	63		
26		30		1
27		69		2
28	2	20		4
29	1	49		7
30	1	19		6
31	3	67		11
32	2	13		8
33		33		10
34		36		9
35	3	60		12
36		21		20
37	1	5		10
38		5		16
39	4	3		14
40		33		6
41	2	26		11
42	1	47		3
43	1	33		5
44	1	22		
45	4	38		1
46	2	48		
47	4	17		
48	1	26		
49		23		
50		35	1	
51		13		
52	2	17		
53	2	15	1	
54	1	32	2	
55	3	22	5	
56	2	40	5	
57	4	3	5	
58	2	2	12	
59	1	23	13	
60	1	28	15	
61		20	18	
62	1	30	13	
63		10	14	
64		32	19	
65		17	8	
66	1	28	10	
67		18	10	
68		19	19	
69	1	19	14	
70	1	24	21	
71	2	25	18	
72	3	20	9	
73	3	33	8	
74	2	34	2	
75	2	19	3	
76	2	36	3	
77		2	2	
78		2	2	
79		26	2	
80	1	64	1	
81	4	35		
82	2	37		
83	2	27		
84		42		
85	1	28		
86	3	53		
87	3	34		
88	3	65		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 実習助手	2級 教諭	3級 副校長・教頭	4級 校長	
	人	人	人	人	
89		53			
90		37			
91		68			
92		105			
93	1	65			
94	3	94			
95	1	106			
96	2	100			
97	2	85			
98	4	139			
99	1	137			
100		134			
101		210			
102		139			
103		222			
104		109			
105	3	114			
106	4	203			
107	3	94			
108	4	223			
109	3	160			
110	3	80			
111	1	250			
112		122			
113		81			
114		256			
115		121			
116	2	85			
117	2	221			
118	3	116			
119	1	90			
120	2	212			
121	2	146			
122	2	94			
123	2	101			
124		166			
125		1			
126	1	143			
127	1	105			
128	2	125			
129	2	164			
130	4	142			
131	4	120			
132	4	70			
133	3	103			
134	1	109			
135	4	88			
136	6	70			
137	4	53			
138	3	74			
139	2	17			
140	2	16			
141	1	32			
142	2	6			
143	1				
144	3	1			
145	1				
146					
147	2				
148					
149		4			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161	1				
					全　級
人員計	人 196	人 8,696	人 255	人 157	人 9,304
級別構成比	% 2.1	% 93.5	% 2.7	% 1.7	% 100.0
平均給料月額	円 289,633	円 380,253	円 457,569	円 479,365	円 382,135
平均年齢	歳 38.0	歳 45.4	歳 52.9	歳 56.9	歳 45.6

（高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長,副校長,教頭,教諭,養護教諭,栄養教諭,助教諭,実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

（注）　平均給料月額には，給料表の備考欄による加算額が含まれる。（次表において同じ。）

教 育 職 給 料 表 (二)

号給 ＼ 職務の級 ／ 標準的な職務	1級	2級	特2級	3級	4級
	助教諭	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		5			
14					
15		2			
16		5			
17		363			
18					
19		113			2
20		28			1
21		104			
22		17			2
23		468			1
24		21			2
25		135			8
26		39			3
27		399			24
28		42			47
29		204			63
30		68			102
31		339			91
32		69			95
33		201			87
34		77			83
35		374			70
36		83			76
37		232			64
38		99			67
39		432			59
40		75			71
41		185			45
42		131			54
43		322			25
44		100			21
45		214			10
46		148			11
47		317			11
48		83			8
49		9			12
50		16			
51		22			
52		154			
53		118			
54		243			
55		121			
56		173			
57		138			
58		216			
59		107			
60		183			
61		132		1	
62		179		3	
63		46		1	
64		33			
65		109		4	
66		164		6	
67		118		13	
68	1	137		14	
69		14		21	
70		16		10	
71		107	1	26	
72		131		18	
73		82		49	
74		124		43	
75		92		78	
76		111	1	68	
77		81		83	
78		134	1	91	
79		75		59	
80		109	1	76	
81		77	3	66	
82		103	2	68	
83		65	3	57	
84		92		59	
85		59	1	41	
86		112	2	54	
87		52	3	44	
88		102	4	49	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 助教諭	2級 教諭	特2級 主幹教諭	3級 副校長・教頭	4級 校長	
	人	人	人	人	人	
89		8	4	29		
90		12	1	38		
91		105	1	16		
92		168	1	17		
93		71	1	19		
94		144		8		
95		78		5		
96		111		11		
97		85		6		
98		124		12		
99		84		9		
100		148		6		
101		4		29		
102		10				
103		9				
104		175				
105		90				
106		166				
107		145				
108		207				
109		120				
110		234				
111		258				
112		225				
113		312				
114		257				
115		225				
116		354				
117		245				
118		366				
119		247				
120		210				
121		380				
122		187				
123		342				
124		229				
125		203				
126		380				
127		257				
128		226				
129		439				
130		247				
131		235				
132		440				
133		281				
134		256				
135		450				
136		284				
137		3				
138		239				
139		283				
140		335				
141		340				
142		296				
143		350				
144		335				
145		282				
146		272				
147		189				
148		210				
149		208				
150		182				
151		147				
152		87				
153		102				
154		37				
155		36				
156		35				
157		23				
158						
159						
160		1				
161		11				
						全　級
人員計	人 1	人 23,489	人 30	人 1,307	人 1,215	人 26,042
級別構成比	% 0.0	% 90.2	% 0.1	% 5.0	% 4.7	% 100.0
平均給料月額	円 266,100	円 351,079	円 411,587	円 438,194	円 459,461	円 360,574
平均年齢	歳 X	歳 41.7	歳 48.9	歳 52.5	歳 56.6	歳 42.9

（中学校,小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長,副校長,教頭,主幹教諭,教諭,養護教諭,栄養教諭,助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

（注） Xの箇所については該当人員が1人であるため，記載しない。

教 育 職 給 料 表 (三)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 助教	2級 講師	3級 准教授	4級 教授
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				1
23		1		
24				1
25		1		
26				
27				
28			1	
29			1	2
30		1		
31				1
32	1			
33		1		1
34				1
35			1	
36	1			2
37	1	1		
38		1		1
39	1	1		
40		1		
41	2	1	2	
42				1
43		1		1
44				
45		1		1
46				1
47				
48	1		1	1
49	1	1		2
50	1		2	3
51		1	1	
52				
53	1	2	1	1
54	1			1
55	1			1
56		2	2	
57		1		
58				
59	2		1	
60	1			
61			2	
62				
63			1	
64			1	
65				
66				
67		2		1
68				
69			1	
70	1			
71	1			
72				1
73				
74				
75				
76				

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 助教	2級 講師	3級 准教授	4級 教授	
	人	人	人	人	
77					
78					
79	1				
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88					
89			3		
90		1			
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129	1				
					全　級
人員計	人 19	人 21	人 22	人 25	人 87
級別構成比	% 21.9	% 24.1	% 25.3	% 28.7	% 100.0
平均給料月額	円 324,264	円 376,838	円 438,160	円 503,593	円 417,287
平均年齢	歳 38.5	歳 41.5	歳 51.6	歳 55.6	歳 47.4

（大学に勤務する学長,教授,准教授,講師,助教,助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

研 究 職 給 料 表

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員	5級 所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10			2		
11					
12					
13		4			
14			2		
15		2	2		
16		1			
17			1		
18			2		
19		5	3		
20			1		
21		1			
22			2		
23		4			
24		1	3		
25			1		
26					
27		5	4		
28		2	3		
29			2		
30			1		
31		10	2		
32		1	2	1	
33		2	4		
34		1			
35	1	4		2	
36			2	2	
37		1	2	2	2
38		1	3	5	1
39		5	2	2	1
40			5	6	1
41		2	2	4	
42			1	6	
43		2	1		
44		2	4	3	
45			3	4	
46		1	2	8	
47			3	2	
48			4	10	1
49		1	5	2	
50			1	5	
51			1	5	
52			3	6	
53		1	3	9	
54			1	3	
55				4	
56				5	
57				3	
58			1	4	
59				8	
60				2	
61				4	
62				6	
63				3	
64			2	6	
65				3	
66			1	8	
67				23	
68				7	
69	1			12	
70				4	
71			1	3	
72				9	
73				7	
74				7	
75				9	
76				8	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員	5級 所長	
	人	人	人	人	人	
77				3		
78				2		
79				3		
80				2		
81				13		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全　級
人員計	人 2	人 60	人 90	人 255	人 6	人 413
級別構成比	% 0.5	% 14.5	% 21.8	% 61.7	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 225,750	円 255,208	円 354,272	円 440,244	円 488,543	円 394,290
平均年齢	歳 29.0	歳 28.9	歳 37.8	歳 50.6	歳 58.5	歳 44.7

（研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し，試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

医 療 職 給 料 表 (一)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 医師	2級 主任医師	3級 センター長	4級 センター長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				1
51				
52				
53			1	1
54				
55			1	
56				2
57				
58				
59		1		1
60				
61				
62			1	
63			2	1
64				
65				2
66			1	
67				
68				
69				
70				
71			1	
72			1	
73				
74				
75				
76			1	

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 医師	2級 主任医師	3級 センター長	4級 センター長	
	人	人	人	人	
77 78 79 80			1		
81 82 83 84					
85 86 87 88					
89 90 91 92					
93 94 95 96					
97					
					全　級
人　員　計	人 －	人 2	人 11	人 10	人 23
級別構成比	% －	% 8.7	% 47.8	% 43.5	% 100.0
平均給料月額	円 －	円 434,550	円 518,882	円 576,970	円 536,804
平　均　年　齢	歳 －	歳 39.0	歳 50.2	歳 59.1	歳 53.1

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

医 療 職 給 料 表 (二)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		2						
10								
11		2						
12		1						
13		12						
14								
15	1	5						
16								
17	1	5						1
18		3						
19	1	12						
20		1						
21					1			
22	2	3						
23	5	33						
24	1	1		1	1			
25	3	2						
26		2		1	2	2		
27		19			5			
28		3		1	4			
29	11	3	2					
30	1	4	3		1	1		
31	3	17	2	1	4	2		
32	2	2	1	3	6	2		
33	2	6	2	1	7			
34	1	6	15	2	5	1		
35		21	1		2	7		
36	2	1	3	5	4		1	
37	1	5	4	1	3			
38		5	9		4	2		
39	1	20	1	1	6	5	3	
40	1	1	1	8	2	2		
41	1	5		1	8	1	2	
42		9	5	2	1	2		
43	1	7		2	3	5	1	
44	1	3	1	2	1	4		
45	1	3	1		5	9		
46	1	3	1		4	4		
47		4	2	1		4		
48	2	3	2		4	4		
49	1	2	1	1	2	2		
50		3	1		1	3		
51		5	1		4	6		
52					4			
53	1	1			3	1		
54					1	6		
55			1		3	1		
56					4	8		
57		1		1		6		
58					1	6		
59		3				1		
60						6		
61					1	13		
62		2				7		
63						14		
64						17		
65	1				1	12		
66						13		
67						6		
68						6		
69						3		
70						3		
71	1					2		
72						4		
73						49		
74								
75								
76								

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 技師	2級 技師	3級 主任技師	4級 専門員	5級 上席専門員	6級 課長	7級 所長	8級 所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
									全　級
人　員　計	人 50	人 251	人 60	人 35	人 108	人 252	人 7	人 1	人 764
級別構成比	% 6.5	% 32.9	% 7.9	% 4.6	% 14.1	% 33.0	% 0.9	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 191,242	円 227,395	円 274,483	円 306,686	円 357,060	円 430,774	円 467,834	円 474,770	円 320,299
平均年齢	歳 26.0	歳 29.5	歳 34.4	歳 36.9	歳 41.1	歳 51.8	歳 58.1	歳 X	歳 39.3

（保健所,家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師,獣医師,栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

（注）Xの箇所については該当人員が1人であるため，記載しない。

医 療 職 給 料 表 (三)

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		7					
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					
26							
27		1		1			
28							
29		1					
30		1	4				
31		2					
32				2			
33				1			
34		1	1				
35		9					
36		1		1			
37			1				
38				1			
39		4					
40							
41				1			
42		1					
43		2					
44		1		3			
45		1					
46		2				1	
47		3	1			1	
48		1		3		1	
49		1		2	1	2	
50		1		1		1	
51		2		2		2	
52					2		
53			1			2	
54			1				
55		1			3	1	
56					1	1	
57						5	
58					3		
59		1			2		
60				1	1	1	
61		1			2	1	
62		1			4		
63		2		1	2		
64			1		5		
65		2			4		
66				3	3		
67		2		1	2		
68				1	1		
69					1		
70					2		
71		1			2		
72					2		
73					2		
74					2		
75					1	2	
76						1	
77					1		
78					1	1	
79					2	1	
80					1		
81							
82		1			3		
83					3		
84					2		

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 准看護師	2級 保健師・看護師	3級 主任保健師・主任看護師	4級 主査	5級 副主幹	6級 課長	7級 課長	
	人	人	人	人	人	人	人	
85					1			
86								
87					1			
88								
89					1			
90					1			
91								
92					2			
93					14			
94								
95								
96								
97								
98		1						
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145		1						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全　級
人員計	人 －	人 57	人 10	人 25	人 81	人 24	人 －	人 197
級別構成比	% －	% 28.9	% 5.1	% 12.7	% 41.1	% 12.2	% －	% 100.0
平均給料月額	円 －	円 250,070	円 287,770	円 326,740	円 400,385	円 452,825	円 －	円 348,219
平均年齢	歳 －	歳 31.1	歳 33.7	歳 39.2	歳 49.6	歳 56.3	歳 －	歳 42.9

（保健所等に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

海 事 職 給 料 表

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16			1		
17					
18					
19	1			1	
20					
21					
22		1			
23					
24					
25					
26					
27	1				
28				1	
29		1			
30			2		
31			1		
32					
33			1		
34					
35					
36					
37					
38	1			1	
39				1	
40					
41				1	
42					
43					
44					
45				2	
46					
47				1	
48					
49					
50				1	
51					
52					
53					1
54					
55			1	1	
56					
57					
58			1		
59				1	
60				2	1
61				1	
62					1
63				1	
64					
65					
66				2	
67					
68					
69					
70					
71					
72				1	
73				1	
74				1	
75				1	
76					

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 航海士・機関士	2級 一等航海士・ 一等機関士	3級 一等航海士・ 一等機関士	4級 船長・機関長	5級 船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
77						
78						
79						
80						
81						
82				1		
83						
84				1		
85				1		
86			1			
87			1			
88				3		
89				4		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
						全　級
人　員　計	人 3	人 3	人 9	人 31	人 3	人 49
級別構成比	% 6.1	% 6.1	% 18.4	% 63.3	% 6.1	% 100.0
平均給料月額	円 221,067	円 256,467	円 344,720	円 430,288	円 453,880	円 392,564
平　均　年　齢	歳 23.3	歳 28.7	歳 39.0	歳 49.1	歳 54.3	歳 44.7

（船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

福 祉 職 給 料 表

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 児童指導員・保育士	2級 児童指導員・保育士	3級 児童指導員・保育士	4級 上席児童指導員・上席保育士	5級 課長	6級 次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19						
20						
21		1				
22			1			
23	1	2				
24						
25	4	1	2			
26	1					
27			1			
28	1			1		
29	1	2				
30	1					
31	4	1				
32	1	2				
33	2					
34		2				
35	1	3				
36				2		
37	3	6				
38	1	1	1			
39	1					
40		3				
41	1	2				
42	3					
43						
44		1		1		
45						
46		2				
47		1				
48	1			2		
49				4		
50	2			1		
51	1			1		
52	1			1		
53	2			1		
54				1		
55						
56						
57	1	1		1		
58	1					
59	1					
60				3		
61	1					
62				3		
63						
64	1			2	1	
65				1	1	
66						
67				1		
68	1			1		
69						
70						
71						
72					1	
73					2	
74				1		
75						
76						
77	1			1	1	
78				3		
79						
80						

職務の級 / 標準的な職務 / 号給	1級 児童指導員・保育士	2級 児童指導員・保育士	3級 児童指導員・保育士	4級 上席児童指導員・上席保育士	5級 課長	6級 次長	
	人	人	人	人	人	人	
81							
82							
83				1			
84				1			
85							
86							
87				1			
88							
89				1			
90							
91							
92				3			
93				3			
94				1			
95				1			
96							
97				14			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全　級
人員計	人 40	人 32	人 5	人 58	人 6	人 －	人 141
級別構成比	% 28.4	% 22.7	% 3.5	% 41.1	% 4.3	% －	% 100.0
平均給料月額	円 207,270	円 257,650	円 294,520	円 397,857	円 428,909	円 －	円 309,627
平均年齢	歳 28.0	歳 32.4	歳 35.8	歳 49.5	歳 55.5	歳 －	歳 39.3

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し,入所者の指導,保育,介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

特定任期付職員給料表

号給	人員
	人
1	
2	
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	2

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

第１号任期付研究員給料表

号給	人員
	人
1	
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

（招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用）

第２号任期付研究員給料表

号給	人員
	人
1	
2	2
3	
人員計	2

（先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用）

第９表　再任用職員の適用給料表別，級別人員

（平成23年人事統計に関する報告）

その1　フルタイム勤務職員

給料表		計	級 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一般職員	行政職給料表	17			14			2	1			
	医療職給料表(二)	6				6						
	海事職給料表	2				2						
教育職員	教育職給料表(一)	153	2	151								
	教育職給料表(二)	92		92								
警察官	公安職給料表	19				6	10	3				
給料表計		289										
	60歳	134										
	61歳	87										
	62歳	44										
	63歳	24										

（注）該当人員0の級は空欄とした。（次表において同じ。）

その2　短時間勤務職員

給料表		計	級 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一般職員	行政職給料表	662			26	239	396	1				
	研究職給料表	32			31	1						
	医療職給料表(二)	33				1	14	18				
	医療職給料表(三)	5			1	2	2					
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(一)	262		262								
	教育職給料表(二)	413		413								
警察官	公安職給料表	1						1				
給料表計		1,409										
	60歳	456										
	61歳	414										
	62歳	305										
	63歳	234										

民　間　給　与　関　係

第10表　産業別，企業規模別調査事業所数

（平成23年職種別民間給与実態調査）

企業規模 ／ 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上3,000人未満	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	50人以上100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	287	51	40	40	117	39
漁業	－	－	－	－	－	－
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	20	2	－	1	7	10
製造業	125	11	21	19	55	19
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業	58	12	4	11	25	6
卸売業，小売業	29	11	9	2	6	1
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	18	9	－	2	7	－
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	37	6	6	5	17	3

（注）１　上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が１所，調査不能の事業所が36所あった。

２　調査対象事業所324所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所１所を除いた323所に占める調査完了事業所287所の割合（調査完了率）は，88.9%。

３　「サービス業」に含まれる産業は，学術・開発研究機関，広告業，その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第11表　民間における初任給の改定状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

項目 ／ 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%
大学卒	25.2	(2.4)	(94.1)	(3.5)	74.8
高校卒	13.8	(7.7)	(88.5)	(3.8)	86.2

（注）（　）内は，採用がある事業所を100とした割合である。

第12表　職種別，学歴別初任給

（平成23年職種別民間給与実態調査）

職種	学歴	初任給
		円
新卒事務員・技術者計	大学卒	197,103
	短大卒	170,587
	高校卒	159,358
新卒事務員	大学卒	196,144
	短大卒	165,741
	高校卒	158,121
新卒技術者	大学卒	200,624
	短大卒	※ 179,168
	高校卒	160,458
新卒研究員	大学卒	※ 204,634
新卒研究補助員	短大卒	※ 179,744
	高校卒	X
新卒大学助教	大学卒	－
新卒大学助手	大学卒	－
新卒高等学校教諭	大学卒	X
準新卒医師	大学卒	X
準新卒薬剤師	大学卒	※ 208,615
準新卒診療放射線技師	養成所卒	－
新卒栄養士	短大卒	－
準新卒看護師	養成所卒	※ 224,041
準新卒准看護師	養成所卒	X

（注）１　金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

２　「準新卒」とは，平成22年度中に資格免許を取得し，平成23年４月までの間に採用された場合をいう。

なお，医師については，平成20年３月大学卒業後，平成20年度中に免許を取得し，２年間の臨床研修を修了した後，平成23年４月までの間に採用された者に限っている。

３　「X」は，調査事業所が１事業所の場合である。

４　「※」は，調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表　民間における家族手当の支給状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	円 14,056
配偶者と子１人	19,928
配偶者と子２人	25,312

（注）　支給月額は，家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考　本県職員の場合，扶養手当の現行支給月額は，配偶者については13,000円，配偶者以外については，１人につき6,500円である。なお，満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は，当該子１人につき5,000円が加算される。

第14表　民間における住宅手当の支給状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

支給の有無	事業所割合
支給	% 57.3
非支給	42.7
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の平均額	円 27,355

備考　本県職員の場合，住居手当の現行の最高支給限度額は，27,000円である。

第15表　民間における特別給の支給状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

項目		支給額等
平均所定内給与月額	下半期（Ａ１）	363,171 円
	上半期（Ａ２）	365,389 円
特別給の支給額	下半期（Ｂ１）	723,061 円
	上半期（Ｂ２）	722,296 円
特別給の支給割合	下半期（Ｂ１/Ａ１）	1.99 月分
	上半期（Ｂ２/Ａ２）	1.98 月分
	年間	3.97 月分

（注）　下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで，上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考　本県職員の場合，現行の年間支給月数は，平均で3.95月である。

第16表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
54.6	45.4	55.5	44.5	63.4	36.6

第17表　民間における給与改定の状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

役職段階＼項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
	%	%	%	%
課長級	10.9	11.4	0.4	77.3
係員	12.8	15.6	0.4	71.2

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表　民間における定期昇給制度の状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

役職段階＼項目	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
	%	%	%	%	%
課長級	80.7	27.9	67.1	41.1	19.3
係員	93.2	40.0	75.0	49.2	6.8

（注）1　定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2　定期昇給制度の内容は，複数回答である。

第19表　民間における定期昇給の実施状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

役職段階＼項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給停止	定期昇給制度なし
	%	%	%	%	%	%	%
課長級	78.6	72.1	22.2	9.2	40.7	6.5	21.4
係員	92.3	86.0	25.6	11.6	48.8	6.3	7.7

（注）定期昇給の有無が不明，定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表　民間における雇用調整の実施状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

項　　目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	17.7 %
転籍出向	2.8
希望退職者の募集	3.8
正社員の解雇	0.3
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.2
残業の規制	12.1
一時帰休・休業	4.7
ワークシェアリング	0.0
賃金カット	5.1
上記の項目のうちいずれかの雇用調整措置を実施している事業所の割合	29.0

（注）1　平成23年1月以降の実施状況である。
　　2　項目については，複数回答である。

第21表　民間における賃金カット等の実施状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

項目 / 役職段階	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
課　　長　　級	6.1 %	4.6 %
係　　員	5.7	3.9

（注）平成23年4月分の給与について，賃金カット，一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表　民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

（平成23年職種別民間給与実態調査）

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	9.8	9.8	6.0	6.0
30%	42.6	52.4	35.8	41.8
29%	－	52.4	－	41.8
28%	4.8	57.2	1.8	43.6
27%	0.9	58.1	1.5	45.1
26%	－	58.1	－	45.1
25%	41.9	100.0	54.9	100.0

第23表　企業規模別，職種別，学歴別民間給与額等

その１　企業規模計　　（平成23年職種別民間給与実態調査）

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	31	50.2	720,603	442	720,161	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	本表その２企業規模500人以上，本表その３企業規模100人以上500人未満及び本表その４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	25	50.3	756,926	68	756,858		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	5	48.6	572,528	2,196	570,332		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	工場長	20	53.8	672,066	0	672,066	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	12	54.0	730,517	0	730,517		
	短大卒	3	57.7	663,449	0	663,449		
	高校卒	5	50.8	532,417	0	532,417		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	274	52.3	635,427	1,817	633,610	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	201	52.2	657,721	2,339	655,382		
	短大卒	17	50.9	629,770	165	629,605		
	高校卒	56	52.8	554,580	364	554,216		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術部長	224	51.1	681,741	3,211	678,530	同上	同上
	大学卒	181	50.8	695,352	3,620	691,732		
	短大卒	7	51.7	745,008	5,800	739,208		
	高校卒	36	52.4	599,978	637	599,341		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	81	51.6	550,184	2,125	548,059	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	60	50.7	565,693	2,392	563,301		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	20	54.0	502,851	1,406	501,445		
	中学卒	－	－	－	－	－		

（注）「X」は，調査実人員が1人の場合である。（以下，本表において同じ。）

その１　企業規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術部次長	56	48.4	614,741	1,882	612,859	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	本表その２企業規模500人以上，本表その３企業規模100人以上500人未満及び本表その４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	42	48.1	633,005	1,580	631,425		
	短大卒	2	50.8	598,545	0	598,545		
	高校卒	11	48.5	534,988	3,384	531,604		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	501	47.7	572,470	11,710	560,760	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	325	47.0	600,082	11,248	588,834		
	短大卒	30	47.8	508,739	19,190	489,549		
	高校卒	140	49.3	522,890	11,853	511,037		
	中学卒	6	50.4	489,888	0	489,888		
	技術課長	575	47.0	583,111	16,155	566,956	同上	同上
	大学卒	377	45.5	580,476	11,068	569,408		
	短大卒	59	49.6	618,000	41,944	576,056		
	高校卒	137	50.5	578,772	21,841	556,931		
	中学卒	2	54.4	457,525	0	457,525		
	事務課長代理	163	46.6	532,067	34,921	497,146	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	97	45.7	545,727	41,493	504,234		
	短大卒	20	45.3	466,253	9,947	456,306		
	高校卒	46	48.9	526,688	29,919	496,769		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	94	42.4	482,813	37,523	445,290	同上	同上
	大学卒	66	40.6	472,840	26,723	446,117		
	短大卒	9	44.9	505,483	82,231	423,252		
	高校卒	19	47.7	508,264	55,166	453,098		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その１　企業規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	事務係長	527	44.1	436,306	44,392	391,914	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	本表その２企業規模500人以上，本表その３企業規模100人以上500人未満及び本表その４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	234	42.2	448,095	46,399	401,696		
	短大卒	47	43.0	421,762	38,294	383,468		
	高校卒	239	45.6	430,839	44,532	386,307		
	中学卒	7	54.8	369,270	23,250	346,020		
	技術係長	563	43.5	503,570	74,107	429,463	同上	同上
	大学卒	313	41.1	497,919	73,980	423,939		
	短大卒	35	43.5	460,590	44,009	416,581		
	高校卒	213	47.3	520,531	79,655	440,876		
	中学卒	2	53.0	404,448	26,281	378,167		
	事務主任	444	40.7	387,074	58,532	328,542		同上
	大学卒	197	38.5	391,929	62,584	329,345		
	短大卒	69	40.9	358,106	39,156	318,950		
	高校卒	176	43.0	392,151	61,349	330,802		
	中学卒	2	41.8	363,841	3,352	360,489		
	技術主任	352	41.1	436,653	86,999	349,654		同上
	大学卒	165	38.5	429,847	86,420	343,427		
	短大卒	22	38.3	415,906	81,950	333,956		
	高校卒	156	44.8	449,751	88,812	360,939		
	中学卒	9	48.3	400,714	76,897	323,817		
	事務係員	3,069	34.6	315,269	37,512	277,757		同上
	大学卒	1,354	31.2	324,614	43,064	281,550		
	短大卒	496	37.0	304,685	26,410	278,275		
	高校卒	1,191	38.2	305,605	34,187	271,418		
	中学卒	28	49.6	375,480	54,751	320,729		

その１　企業規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,316	33.4	344,226	59,181	285,045		本表その２企業規模500人以上，本表その３企業規模100人以上500人未満及び本表その４企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,262	32.0	356,658	59,036	297,622		
	短大卒	196	34.4	321,834	45,400	276,434		
	高校卒	839	34.8	330,900	61,527	269,373		
	中学卒	19	50.0	353,067	54,597	298,470		
研究関係職種	研究所長	4	52.5	883,300	0	883,300	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部（課）長	59	50.6	715,328	214	715,114	２室（係）以上又は構成員７人以上の部（課）の長	
	研究室（係）長	31	45.6	598,490	14,333	584,157	構成員３人以上の室（係）の長	
	主任研究員	175	45.3	599,052	22,516	576,536	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究員	215	34.9	389,131	20,635	368,496		
	研究補助員	34	33.8	280,421	12,100	268,321		
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師５人以上	
	副院長	6	51.8	1,323,432	61,891	1,261,541	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医科長	14	52.0	1,770,921	157,557	1,613,364	部下に医師又は歯科医師１人以上	
	医師	50	47.6	1,255,645	106,298	1,149,347		
	歯科医師	2	32.0	660,000	0	660,000		
	薬局長	10	48.7	435,385	18,191	417,194	部下に薬剤師２人以上	
	薬剤師	66	31.6	326,252	41,972	284,280		
	診療放射線技師	60	36.2	317,972	10,965	307,007		
	臨床検査技師	68	36.2	295,888	15,508	280,380		
	栄養士	43	35.6	250,026	13,108	236,918		
	理学療法士	94	31.5	288,676	10,160	278,516		
	作業療法士	36	30.0	267,139	5,892	261,247		
	総看護師長	9	56.4	485,699	4,848	480,851	部下に看護師長５人以上	
	看護師長	93	45.0	391,690	16,826	374,864	部下に看護師又は准看護師５人以上	
	看護師	259	35.6	326,403	57,020	269,383		
	准看護師	184	43.6	298,948	42,809	256,139		

その１　企業規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考
		人	歳	円	円	円	
教育関係職種	大学学部長	12	64.0	860,069	0	860,069	
	大学教授	143	54.9	729,578	17,187	712,391	
	大学准教授	92	44.9	584,106	0	584,106	
	大学講師	59	44.4	552,141	0	552,141	
	大学助教	35	38.9	469,580	2,758	466,822	
	大学助手	4	38.3	338,230	0	338,230	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	4	58.4	728,575	163	728,412	
	高等学校教諭	47	40.6	496,609	11,759	484,850	
技能・労務関係職種	電話交換手	－	－	－	－	－	見習，外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	11	52.7	387,956	105,931	282,025	
	守衛	8	43.9	462,864	143,802	319,062	
	用務員	8	43.6	287,761	26,870	260,891	

その２　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	29	50.7	734,693	283	734,410	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 ９級,10級
	大学卒	24	50.6	766,453	70	766,383		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	4	50.1	593,693	1,413	592,280		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	工場長	11	53.5	743,011	0	743,011	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	7	54.5	806,519	0	806,519		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	3	49.9	554,083	0	554,083		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	135	51.4	727,062	3,048	724,014	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	110	51.5	744,524	3,716	740,808		
	短大卒	8	48.2	633,044	365	632,679		
	高校卒	17	52.5	657,703	0	657,703		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術部長	152	50.8	734,657	2,354	732,303	同上	同上
	大学卒	130	50.4	739,115	2,486	736,629		
	短大卒	6	50.8	765,235	2,023	763,212		
	高校卒	16	54.6	688,241	1,350	686,891		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	36	49.6	601,378	0	601,378	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	34	49.2	597,114	0	597,114		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	2	58.9	689,666	0	689,666		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その２　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術部次長	39	48.4	678,993	123	678,870	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職 ９級,10級
	大学卒	34	48.1	677,295	75	677,220		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	3	48.8	645,608	0	645,608		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	328	47.7	611,806	15,824	595,982	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 ７級,８級
	大学卒	247	47.4	630,196	13,754	616,442		
	短大卒	16	47.6	525,972	32,691	493,281		
	高校卒	64	48.8	561,367	20,111	541,256		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	390	46.4	609,533	17,285	592,248	同上	同上
	大学卒	278	45.0	598,686	11,249	587,437		
	短大卒	31	49.5	681,002	61,199	619,803		
	高校卒	81	50.5	623,018	23,244	599,774		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務課長代理	98	47.8	546,706	30,509	516,197	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 ５級,６級
	大学卒	69	46.9	554,670	36,286	518,384		
	短大卒	7	42.8	440,773	4,051	436,722		
	高校卒	22	52.4	551,043	18,637	532,406		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	52	42.2	515,768	19,081	496,687	同上	同上
	大学卒	40	40.2	493,831	8,865	484,966		
	短大卒	2	47.2	563,754	42,389	521,365		
	高校卒	10	50.4	603,221	59,600	543,621		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その２　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	事務係長	309	43.6	473,883	53,702	420,181	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職３級，４級
	大学卒	153	42.3	473,832	52,865	420,967		
	短大卒	23	44.2	463,024	44,330	418,694		
	高校卒	131	44.9	476,622	56,200	420,422		
	中学卒	2	43.2	406,127	64,441	341,686		
	技術係長	389	43.6	533,465	81,517	451,948	同上	同上
	大学卒	223	41.0	523,665	78,657	445,008		
	短大卒	14	44.8	544,598	58,963	485,635		
	高校卒	151	47.6	548,135	88,653	459,482		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	223	40.8	426,261	79,411	346,850		行政職２級（一部は３級，４級）
	大学卒	114	38.4	414,611	78,088	336,523		
	短大卒	29	42.7	418,365	51,549	366,816		
	高校卒	79	43.3	443,697	89,513	354,184		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術主任	196	41.4	455,880	94,071	361,809		同上
	大学卒	87	38.5	447,097	94,522	352,575		
	短大卒	5	39.5	456,848	103,755	353,093		
	高校卒	101	45.2	466,702	92,056	374,646		
	中学卒	3	56.4	506,147	125,998	380,149		
	事務係員	1,710	33.7	325,973	42,163	283,810		行政職１級
	大学卒	886	30.4	328,545	47,357	281,188		
	短大卒	244	37.5	317,020	26,984	290,036		
	高校卒	568	38.3	324,201	38,686	285,515		
	中学卒	12	50.2	366,540	41,301	325,239		

その２　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,424	33.2	351,295	63,084	288,211		行政職１級
	大学卒	791	31.9	366,280	62,237	304,043		
	短大卒	77	34.3	336,538	49,309	287,229		
	高校卒	543	34.3	333,544	65,553	267,991		
	中学卒	13	49.6	352,140	59,687	292,453		
研究関係職種	研究所長	4	52.5	883,300	0	883,300	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部（課）長	55	50.5	725,505	74	725,431	２室（係）以上又は構成員７人以上の部（課）の長	
	研究室（係）長	30	45.7	602,761	14,711	588,050	構成員３人以上の室（係）の長	
	主任研究員	172	45.3	599,442	22,508	576,934	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究員	191	35.4	396,789	18,827	377,962		
	研究補助員	32	33.7	280,234	11,970	268,264		
	病院長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師５人以上	
	副院長	－	－	－	－	－	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
医	医科長	5	50.1	2,098,254	240,237	1,858,017	部下に医師又は歯科医師１人以上	
	医師	17	45.1	1,534,294	153,375	1,380,919		
療	歯科医師	－	－	－	－	－		
	薬局長	3	40.1	451,698	0	451,698	部下に薬剤師２人以上	
関	薬剤師	37	29.7	322,936	48,536	274,400		
	診療放射線技師	31	34.8	296,746	2,265	294,481		
係	臨床検査技師	36	32.2	269,038	2,586	266,452		
	栄養士	14	32.4	238,056	4,597	233,459		
職	理学療法士	41	31.1	276,942	2,986	273,956		
	作業療法士	23	28.3	259,806	3,182	256,624		
種	総看護師長	2	50.6	522,175	0	522,175	部下に看護師長５人以上	
	看護師長	34	42.0	396,973	7,475	389,498	部下に看護師又は准看護師５人以上	
	看護師	94	34.8	340,114	68,172	271,942		
	准看護師	59	44.5	304,487	35,516	268,971		

その２　企業規模500人以上

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考
		人	歳	円	円	円	
教育関係職種	大学学部長	5	62.2	896,999	0	896,999	
	大学教授	80	53.7	746,497	981	745,516	
	大学准教授	67	44.5	603,309	0	603,309	
	大学講師	51	44.5	564,234	0	564,234	
	大学助教	34	38.2	465,678	2,838	462,840	
	大学助手	X	X	X	X	X	
	高等学校校長	－	－	－	－	－	
	高等学校教頭	－	－	－	－	－	
	高等学校教諭	－	－	－	－	－	
技能・労務関係職種	電話交換手	－	－	－	－	－	見習，外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	53.5	498,699	179,882	318,817	
	守衛	X	X	X	X	X	
	用務員	6	39.9	330,981	36,898	294,083	

その３　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	2	40.5	448,571	3,511	445,060	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 7級，8級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	X	X	X	X	X		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	工場長	9	54.2	576,683	0	576,683	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	5	53.3	614,854	0	614,854		
	短大卒	2	58.0	557,222	0	557,222		
	高校卒	2	52.5	495,075	0	495,075		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	120	53.0	560,981	662	560,319	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	84	53.0	570,058	933	569,125		
	短大卒	9	53.1	627,083	0	627,083		
	高校卒	27	53.3	512,628	0	512,628		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術部長	61	51.3	561,790	6,248	555,542	同上	同上
	大学卒	43	51.6	574,726	8,365	566,361		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	17	50.1	527,327	0	527,327		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	42	53.4	512,611	3,970	508,641	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	25	52.8	526,807	5,619	521,188		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	16	54.2	488,989	1,655	487,334		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その３　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術部次長	16	48.1	482,247	5,711	476,536	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職 ７級，８級
	大学卒	7	47.6	478,916	7,305	471,611		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	8	48.4	491,942	4,701	487,241		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務課長	147	48.1	488,302	2,045	486,257	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 ５級，６級
	大学卒	66	45.9	484,929	1,570	483,359		
	短大卒	11	47.4	495,317	1,164	494,153		
	高校卒	65	50.1	490,508	2,782	487,726		
	中学卒	5	49.8	486,722	0	486,722		
	技術課長	150	49.3	494,126	13,746	480,380	同上	同上
	大学卒	78	48.0	497,151	10,940	486,211		
	短大卒	25	50.1	504,387	8,447	495,940		
	高校卒	46	51.1	483,914	21,720	462,194		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	57	44.4	512,426	46,311	466,115	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 ４級
	大学卒	26	41.3	522,448	65,360	457,088		
	短大卒	9	49.6	503,432	6,534	496,898		
	高校卒	22	45.6	506,332	41,792	464,540		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	28	41.1	404,165	42,426	361,739	同上	同上
	大学卒	20	39.7	408,643	45,799	362,844		
	短大卒	4	44.8	423,230	32,472	390,758		
	高校卒	4	44.3	365,414	36,042	329,372		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その３　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	事務係長	193	44.6	389,218	31,807	357,411	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職３級
	大学卒	74	42.0	398,737	32,214	366,523		
	短大卒	22	42.1	380,868	30,853	350,015		
	高校卒	92	46.3	386,153	32,863	353,290		
	中学卒	5	56.9	362,622	15,820	346,802		
	技術係長	164	42.9	400,053	49,203	350,850	同上	同上
	大学卒	87	41.2	397,984	56,395	341,589		
	短大卒	19	42.2	369,006	29,120	339,886		
	高校卒	57	46.0	418,300	45,729	372,571		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	169	41.5	341,198	31,580	309,618		行政職２級（一部は３級）
	大学卒	65	39.3	367,739	40,564	327,175		
	短大卒	27	41.9	301,216	23,004	278,212		
	高校卒	77	43.1	333,319	27,237	306,082		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術主任	124	40.0	376,290	66,038	310,252		同上
	大学卒	58	37.4	366,659	59,370	307,289		
	短大卒	14	36.5	354,917	52,927	301,990		
	高校卒	46	43.4	396,077	78,561	317,516		
	中学卒	6	43.8	341,963	49,536	292,427		
	事務係員	1,090	36.6	300,352	28,741	271,611		行政職１級
	大学卒	401	33.6	314,187	29,953	284,234		
	短大卒	194	37.4	293,821	23,115	270,706		
	高校卒	482	38.4	289,755	29,072	260,683		
	中学卒	13	49.3	397,361	77,143	320,218		

その３　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	765	34.5	318,610	44,645	273,965		行政職１級
	大学卒	412	32.2	320,310	47,220	273,090		
	短大卒	94	35.3	305,817	39,035	266,782		
	高校卒	253	37.4	319,680	42,979	276,701		
	中学卒	6	52.3	357,842	28,381	329,461		
研究関係職種	研究所長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
	研究部（課）長	4	51.5	547,723	2,525	545,198	２室（係）以上又は構成員７人以上の部（課）の長	
	研究室（係）長	X	X	X	X	X	構成員３人以上の室（係）の長	
	主任研究員	3	44.3	539,188	23,819	515,369	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究員	24	29.1	299,041	41,909	257,132		
	研究補助員	2	35.5	284,823	15,161	269,662		
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師５人以上	
	副院長	6	51.8	1,323,432	61,891	1,261,541	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医科長	9	54.2	1,403,046	64,636	1,338,410	部下に医師又は歯科医師１人以上	
	医師	33	49.2	1,065,539	74,181	991,358		
	歯科医師	2	32.0	660,000	0	660,000		
	薬局長	7	52.2	428,708	25,636	403,072	部下に薬剤師２人以上	
	薬剤師	26	35.7	324,306	17,443	306,863		
	診療放射線技師	25	40.8	352,712	12,980	339,732		
	臨床検査技師	25	42.1	350,159	27,366	322,793		
	栄養士	21	41.4	264,913	6,479	258,434		
	理学療法士	49	32.0	284,806	4,602	280,204		
	作業療法士	13	33.1	281,324	11,135	270,189		
	総看護師長	7	57.8	477,391	5,952	471,439	部下に看護師長５人以上	
	看護師長	57	47.4	388,743	23,300	365,443	部下に看護師又は准看護師５人以上	
	看護師	143	36.0	303,499	38,861	264,638		
	准看護師	108	43.4	286,748	34,948	251,800		

その３　企業規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考
		人	歳	円	円	円	
教育関係職種	大学学部長	7	65.5	828,167	0	828,167	
	大学教授	63	57.4	694,166	51,107	643,059	
	大学准教授	25	46.8	474,202	0	474,202	
	大学講師	8	43.5	412,999	0	412,999	
	大学助教	X	X	X	X	X	
	大学助手	3	39.7	351,021	0	351,021	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	4	58.4	728,575	163	728,412	
	高等学校教諭	47	40.6	496,609	11,759	484,850	
技能・労務関係職種	電話交換手	－	－	－	－	－	見習，外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	52.0	302,489	48,859	253,630	
	守衛	7	42.0	470,238	162,820	307,418	
	用務員	2	53.5	171,960	0	171,960	

その４　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）	行政職 ６級，７級
	大学卒	－	－	－	－	－		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	工場長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	－	－	－	－	－		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部長	19	52.4	498,711	1,420	497,291	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同上
	大学卒	7	53.3	493,191	0	493,191		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	12	51.9	501,994	2,264	499,730		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術部長	11	53.9	491,394	0	491,394	同上	同上
	大学卒	8	54.4	494,982	0	494,982		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	3	52.4	481,441	0	481,441		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務部次長	3	46.7	451,167	0	451,167	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	2	46.5	446,200	0	446,200		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その４　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
	技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	行政職 ６級，７級
	大学卒	X	X	X	X	X		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	－	－	－	－	－		
	中学卒	－	－	－	－	－		
事								
	事務課長	26	46.2	452,664	4,994	447,670	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 ５級
務	大学卒	12	43.6	457,507	0	457,507		
	短大卒	3	50.7	445,910	0	445,910		
・	高校卒	11	47.8	449,156	11,873	437,283		
	中学卒	－	－	－	－	－		
技								
	技術課長	35	47.2	488,253	5,326	482,927	同上	同上
術	大学卒	21	46.4	501,175	7,258	493,917		
	短大卒	3	47.3	518,845	1,128	517,717		
関	高校卒	10	48.1	458,181	3,027	455,154		
	中学卒	X	X	X	X	X		
係								
	事務課長代理	8	41.6	432,184	21,751	410,433	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下４人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 ４級
職	大学卒	2	39.5	390,900	0	390,900		
	短大卒	4	41.3	439,107	30,577	408,530		
種	高校卒	2	44.5	459,622	25,850	433,772		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	14	45.9	530,225	98,800	431,425	同上	同上
	大学卒	6	47.5	559,554	84,465	475,089		
	短大卒	3	43.3	587,345	184,117	403,228		
	高校卒	5	45.6	460,758	64,813	395,945		
	中学卒	－	－	－	－	－		

その４　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与（A）	うち時間外手当（B）	（A）－（B）	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	事務係長	25	44.8	395,533	45,728	349,805	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職３級
	大学卒	7	41.9	483,152	83,484	399,668		
	短大卒	2	39.0	471,426	70,947	400,479		
	高校卒	16	46.9	347,713	26,058	321,655		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術係長	10	44.7	369,997	26,819	343,178	同上	同上
	大学卒	3	46.7	425,242	41,218	384,024		
	短大卒	2	40.5	412,446	18,628	393,818		
	高校卒	5	45.2	319,870	21,457	298,413		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務主任	52	37.5	329,060	37,045	292,015		行政職２級（一部は３級）
	大学卒	18	36.5	306,340	25,289	281,051		
	短大卒	13	34.2	333,935	43,915	290,020		
	高校卒	20	40.9	345,633	45,864	299,769		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術主任	32	41.7	424,680	77,237	347,443		同上
	大学卒	20	41.1	411,173	69,468	341,705		
	短大卒	3	40.3	485,303	102,524	382,779		
	高校卒	9	43.6	433,482	85,597	347,885		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	事務係員	269	34.6	272,347	32,349	239,998		行政職１級
	大学卒	67	34.0	304,402	35,336	269,066		
	短大卒	58	32.1	272,513	37,328	235,185		
	高校卒	141	35.9	254,694	28,679	226,015		
	中学卒	3	47.7	314,152	16,999	297,153		

その４　企業規模50人以上100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	備考	対応級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	127	32.2	322,445	50,142	272,303		行政職１級
	大学卒	59	32.7	333,736	48,923	284,813		
	短大卒	25	31.5	306,627	51,117	255,510		
	高校卒	43	32.0	317,094	51,133	265,961		
	中学卒	－	－	－	－	－		
医療関係職種	病院長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師５人以上	
	副院長	－	－	－	－	－	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医科長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師１人以上	
	医師	－	－	－	－	－		
	歯科医師	－	－	－	－	－		
	薬局長	－	－	－	－	－	部下に薬剤師２人以上	
	薬剤師	3	37.7	377,745	73,675	304,070		
	診療放射線技師	4	32.0	392,195	86,701	305,494		
	臨床検査技師	7	53.7	382,147	86,268	295,879		
	栄養士	8	28.9	238,524	37,297	201,227		
	理学療法士	4	30.8	423,704	122,127	301,577		
	作業療法士	－	－	－	－	－		
	総看護師長	－	－	－	－	－	部下に看護師長５人以上	
	看護師長	2	40.5	368,248	30,000	338,248	部下に看護師又は准看護師５人以上	
	看護師	22	40.2	366,789	86,512	280,277		
	准看護師	17	42.0	352,670	111,563	241,107		

職員給与と民間給与との比較

第24表　職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 （A）	職員の給与 （B）	較差 （A）－（B） $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
404,466　円	405,560　円	△ 1,094　円 （△ 0.27 %）

（注）　1　職員は行政職員，民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
　　2　職員，民間従業員ともに，本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生　計　費　関　係

平成23年４月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため，「家計調査」（総務省）等に基づき，標準生計費を次の方法により費目別，世帯人員別に算定した。

⑴ 標準生計費の費目

標準生計費は，次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は，それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食　料　費……食料
住居関係費……住居，光熱・水道，家具・家事用品
被服・履物費……被服及び履物
雑　費　Ⅰ……保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
雑　費　Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

⑵ 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については，家計調査における平成23年４月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に，世帯人員を４人に調整したもの）に，費目別，世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお，１人世帯については，全国の平成23年４月における１人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について，並数階層の費目別支出金額を求め，これに消費者物価，消費水準の変動分を加味して算定したもの）に，全国と千葉市の平成23年４月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数

平成22年１月～12月の家計調査の調査世帯のうち，就業人員が１人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について，世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め，これをそれぞれ４人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表　千葉市における費目別，世帯人員別標準生計費（平成23年４月）

費目＼世帯人員	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人
食　料　費	26,220円	33,990円	45,220円	56,450円	67,670円
住居関係費	38,390	42,380	38,020	33,660	29,300
被服・履物費	6,190	8,380	11,230	14,070	16,920
雑　費　Ⅰ	27,080	45,450	63,850	82,250	100,650
雑　費　Ⅱ	7,540	22,870	25,010	27,160	29,300
計	105,420	153,070	183,330	213,590	243,840

労　働　経　済　指　標

第26表　労 働 経 済 指 標

年月＼項目	①実質国内総生産(GDP)	②常用雇用指数(調査産業計)	③有効求人倍率(季節調整値)		④完全失業率(季節調整値)	⑤きまって支給する給与(調査産業計)				⑥所定内給与					
										全国			千葉県		
			全国	千葉県		全国		千葉県		調査産業計		一般労働者	調査産業計		一般労働者
	前年度比・前期比	前年度比・前年同月比					前年度比・前年同月比		前年度比・前年同月比		前年度比・前年同月比	前年度比・前年同月比		前年度比・前年同月比	前年度比・前年同月比
	(%)	(%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(%)	(%)
平成21年度	△ 2.4	△ 0.8	0.45	0.42	5.2	288.8	△ 1.6	270.2	△ 4.8	266.8	△ 1.1	△ 0.5	251.1	△ 3.8	△ 2.8
22年度	2.3	△ 0.2	0.56	0.47	5.0	291.4	0.9	264.8	△ 2.0	267.4	0.2	0.3	245.1	△ 2.4	△ 2.0
平成22年 4月		△ 0.8	0.48	0.43	5.1	294.9	1.4	270.6	△ 2.3	270.3	0.3	0.5	249.3	△ 3.1	△ 2.2
5月	△ 0.2	△ 0.4	0.50	0.43	5.1	289.2	1.1	265.5	△ 2.9	265.8	0.1	0.4	246.0	△ 3.0	△ 2.5
6月		△ 0.5	0.52	0.44	5.2	291.8	1.3	262.5	△ 3.0	268.4	0.2	0.3	243.1	△ 3.5	△ 3.0
7月		△ 0.2	0.53	0.45	5.1	291.1	1.1	265.0	△ 2.3	267.3	0.0	0.1	246.3	△ 2.6	△ 1.6
8月	1.0	△ 0.2	0.54	0.46	5.0	290.5	1.0	263.8	△ 3.2	266.8	0.2	0.4	242.9	△ 4.1	△ 3.4
9月		△ 0.1	0.55	0.47	5.0	291.1	1.0	263.8	△ 2.9	267.5	0.3	0.4	245.1	△ 3.1	△ 2.8
10月		△ 0.1	0.56	0.47	5.1	292.3	0.9	265.1	△ 1.1	268.1	0.5	0.5	246.0	△ 1.3	△ 0.2
11月	△ 0.6	0.0	0.57	0.48	5.1	291.9	0.8	264.4	△ 2.6	267.2	0.3	0.5	244.6	△ 3.2	△ 3.1
12月		△ 0.1	0.58	0.48	4.9	292.6	1.0	264.3	△ 1.2	267.8	0.5	0.4	244.3	△ 1.7	△ 0.7
23年 1月		0.2	0.61	0.49	4.9	289.7	0.6	266.6	△ 1.1	265.9	0.4	0.4	247.2	△ 1.1	△ 1.6
2月	△ 0.9	0.1	0.62	0.51	4.6	290.9	0.6	262.3	△ 0.5	266.6	0.3	0.3	242.5	△ 0.8	△ 1.7
3月		0.3	0.63	0.51	4.6	291.2	△ 0.3	264.1	△ 0.7	266.9	△ 0.4	△ 0.2	243.6	△ 0.9	△ 1.5
4月		0.0	0.61	0.53	4.7	293.1	△ 0.6	267.4	△ 1.2	269.2	△ 0.3	△ 0.2	247.0	△ 0.9	△ 0.8
5月	△ 0.5	△ 0.1	0.61	0.49	4.5	288.6	△ 0.2	261.0	△ 1.6	265.9	0.1	0.1	242.7	△ 1.3	△ 1.3
6月		0.0	0.63	0.50	4.6	292.5	0.2	263.8	0.6	269.3	0.4	0.3	245.0	0.8	0.7
7月		0.0	0.64	0.51	4.7	291.9	0.2	268.0	1.2	268.2	0.4	0.5	250.0	1.5	1.4

資料出所：①内閣府，②厚生労働省「毎月勤労統計調査」，③厚生労働省，千葉労働局，④総務省「労働力調査」，⑤～⑨厚生労働省「毎月

(注)1 ①は平成12暦年連鎖価格，②，⑤，⑥，⑦，⑫は平成17年基準，⑪は平成22年基準(ただし，平成22年12月以前は平成17年基準)であ

2 ②，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成21年度，平成22年度の欄は，それぞれ平成21暦年，平成22暦年の数値である。

4 東日本大震災の影響により，以下のとおり特別対応が行われている。

(1) ①の平成23年1～3月期分以降の推計に当たっては，推計方法の変更が行われている。

(2) ④は，平成22年度の欄及び平成23年3月分以降の欄については，岩手県，宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。

(3) ⑩は，平成23年3月分以降の欄については，調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で

⑦ 所定外給与（調査産業計）				⑧ 総実労働時間数（調査産業計）		⑨ 所定外労働時間数（調査産業計）		⑩ 消費支出（名目）						⑪ 消費者物価指数（総合）		⑫ 国内企業物価指数
全国		千葉県		全国	千葉県	全国	千葉県	全国				千葉市		全国	千葉市	
								二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯	うち勤労者世帯			
（千円）	前年度比・前年同月比（%）	（千円）	前年度比・前年同月比（%）	（時間）	（時間）	（時間）	（時間）	（千円）	前年比・前年同月比（%）	（千円）	前年比・前年同月比（%）	（千円）	（千円）	前年度比・前年同月比（%）	前年度比・前年同月比（%）	前年度比・前年同月比（%）
22.0	△ 7.6	19.1	△ 16.6	148.1	143.8	11.2	10.5	291.7	△ 1.7	319.1	△ 1.8	295.9	326.9	△ 1.7	△ 1.9	△ 5.2
24.0	9.1	19.8	3.7	149.5	144.9	12.0	11.3	290.2	△ 0.5	318.3	△ 0.2	298.8	326.4	△ 0.4	0.0	0.7
24.6	16.0	21.3	6.5	156.4	151.0	12.6	11.8	300.0	△ 2.1	331.6	△ 3.7	328.6	349.0	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.2
23.4	14.1	19.5	△ 1.0	143.1	139.9	11.7	10.4	280.7	△ 1.7	303.3	△ 4.4	329.4	373.8	△ 0.9	△ 0.9	0.4
23.4	15.9	19.4	6.0	154.8	149.7	11.7	11.1	276.5	△ 0.3	297.8	△ 0.5	294.6	329.7	△ 0.7	△ 0.3	0.4
23.9	14.0	18.8	2.2	154.8	148.5	12.0	11.1	285.3	0.1	316.7	0.0	300.7	352.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2
23.7	12.1	20.8	9.5	147.6	144.6	11.7	10.8	293.4	0.8	323.8	1.8	308.0	350.3	△ 0.9	△ 0.4	0.0
23.6	10.4	18.7	1.1	150.5	145.1	11.9	11.2	275.4	△ 0.6	307.4	1.9	275.6	313.1	△ 0.6	0.2	△ 0.2
24.1	7.2	19.1	1.6	150.0	144.1	12.2	11.2	287.4	△ 0.1	320.7	4.7	284.9	303.1	0.2	0.8	0.9
24.7	7.2	19.8	5.9	152.3	147.7	12.5	12.0	284.2	△ 0.2	309.5	2.0	302.7	309.2	0.1	0.7	0.9
24.8	6.1	20.0	5.3	150.0	145.4	12.5	11.8	327.0	△ 3.2	349.5	△ 2.7	322.4	326.8	0.0	0.4	1.2
23.8	3.3	19.4	△ 1.5	140.5	139.1	11.7	11.1	289.2	△ 0.9	317.9	△ 1.2	262.8	257.5	△ 0.6	△ 0.3	1.5
24.2	4.2	19.8	3.1	145.6	140.6	12.0	11.3	260.8	△ 0.1	283.6	△ 0.6	259.9	240.0	△ 0.5	△ 0.5	1.7
24.3	1.5	20.5	3.5	149.5	143.3	12.1	11.9	291.9	△ 8.8	313.9	△ 11.0	297.7	327.1	△ 0.5	△ 0.6	2.0
23.9	△ 2.7	20.4	△ 4.2	152.1	146.1	11.8	11.1	292.6	△ 2.5	324.7	△ 2.1	278.9	308.9	△ 0.4	△ 0.6	2.5
22.7	△ 3.0	18.3	△ 6.2	142.2	139.4	11.2	10.4	276.2	△ 1.6	301.2	△ 0.7	248.8	267.0	△ 0.4	△ 0.5	2.1
23.1	△ 1.3	18.8	△ 3.1	155.1	150.8	11.5	11.1	265.8	△ 3.9	286.1	△ 3.9	272.8	300.6	△ 0.4	△ 0.4	2.5
23.7	△ 0.8	18.0	△ 4.3	152.5	145.7	11.9	10.5	280.0	△ 1.8	309.4	△ 2.3	282.0	333.8	0.2	0.2	2.9

勤労統計調査全国調査」，県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」，⑩総務省「家計調査」，⑪総務省，⑫日本銀行
る。

補完することにより，全国結果が推計されている。

ちしば